

**清瀨市高齡者保健福祉計画  
第6期介護保険事業計画  
(素案)**

**平成 26 年 12 月**



## 目次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 特集：2025年（平成37年）の介護保険の姿     | 3  |
| 第1章 計画の策定にあたって             | 11 |
| 1 計画の趣旨                    | 13 |
| 2 計画策定の根拠                  | 14 |
| 3 計画の位置づけ                  | 15 |
| 4 計画の期間                    | 15 |
| 5 計画の策定体制                  | 16 |
| 第2章 市の高齢者を取り巻く現状と課題        | 17 |
| 1 市の人口推移と要介護認定者の状況         | 19 |
| 2 アンケート調査結果より              | 22 |
| 3 ワーキングチーム意見交換会・事業所ヒアリング調査 | 24 |
| 4 前期計画の評価と課題               | 26 |
| 5 主な課題のまとめ                 | 28 |
| 第3章 計画の基本理念と基本目標           | 31 |
| 1 基本理念                     | 33 |
| 2 基本目標                     | 34 |
| 3 地域包括ケアシステム構築等に向けた重点施策    | 35 |
| 4 生活圏域の設定と地域包括支援センター       | 37 |
| 第4章 高齢者保健福祉施策の展開           | 41 |
| 1 一人ひとりがその人らしくいきいき暮らすために   | 43 |
| 2 いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らすために  | 45 |
| 3 住み慣れた地域で安心して暮らすために       | 47 |
| 第5章 介護保険事業と介護保険料           | 55 |
| 1 居宅サービス（介護予防サービスと介護サービス）  | 57 |
| 2 施設サービスについて               | 58 |
| 3 地域密着型サービス                | 59 |
| 4 地域支援事業                   | 61 |
| 5 介護保険サービス基盤の充実のために        | 66 |
| 6 介護保険サービス給付費の見込みと介護保険料の設定 | 68 |
| 第6章 計画の推進                  | 71 |



**特集： 2025年（平成37年）の介護保険の姿**



## **特集：2025年（平成37年）の介護保険の姿**

2025年（平成37年）は、団塊の世代と呼ばれる昭和22年から昭和24年までの3年間に出生した世代がすべて75歳以上となる時期を迎えます。他の年代に比べ人口が多いため、東京都では75歳以上の人口が、2010年（平成22年）に対し2025年（平成37年）には1.69倍に増加することが見込まれています。また、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加から要介護認定者数の増加、なかでも重度の要介護者の増加が予想されます。

このように要介護認定者数が現状のような増加を続けた場合、国の示す介護給付費の総費用額は、2014年（平成26年）の約10兆円から2025年（平成37年）には約21兆円に膨らむ見込みとなっております。そのため介護保険料も大きく上昇することが見込まれます。

また、認知症高齢者及び要介護認定者を支える介護職員についても、2025年（平成37年）には今よりも100万人の増員が必要とされています。今後は国、都道府県及び市町村が役割分担し、介護人材の確保と質の向上を図ることが課題とされています。

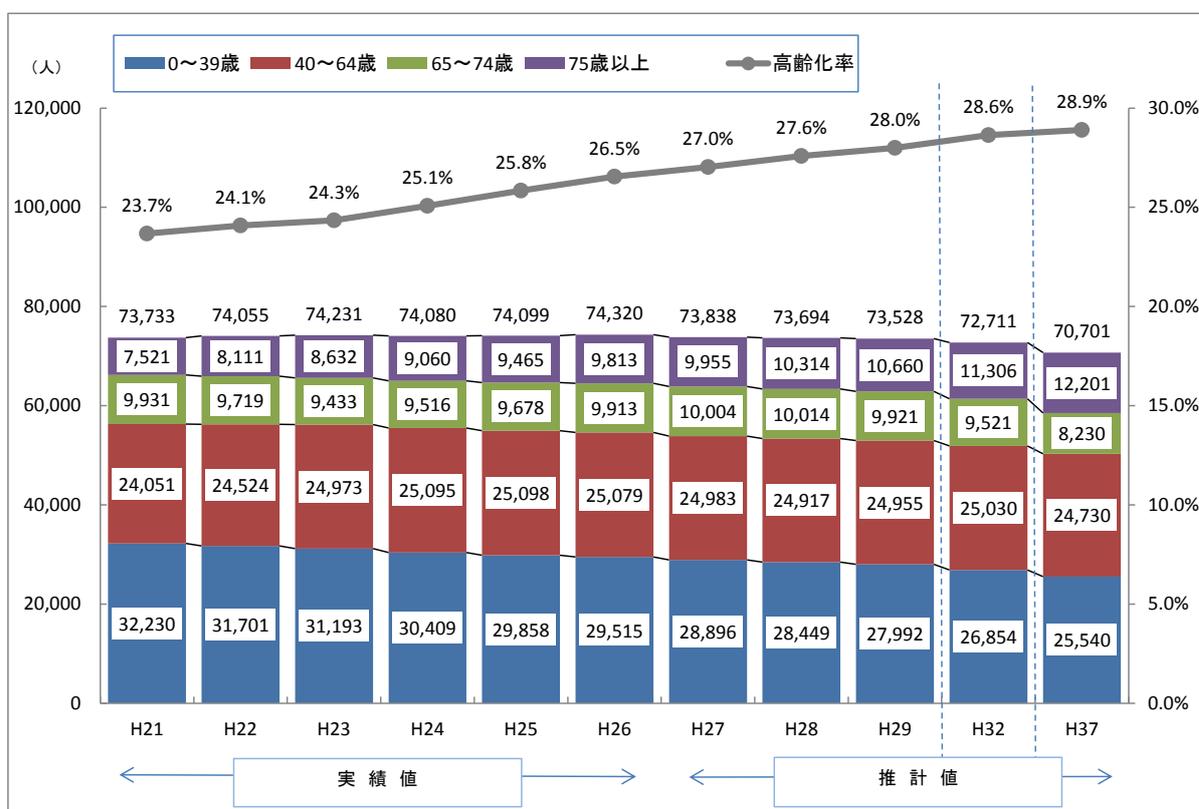
2025年（平成37年）の超高齢者社会に向けて、地域医療提供体制を整備し地域包括ケアシステム構築を目指し、さまざまな取り組みを通して、要介護認定に至らない高齢者の増加や、介護が必要となってもサービスの実施による重度化の予防を推進することが求められています。

# 1 2025年（平成37年）の清瀬市の状況

## (1) 2025年（平成37年）の人口

市の65歳以上人口は、平成21年から増加の傾向にあり、2025年（平成37年）まで増加するものと推計されています。また、75歳以上の人口についても、第6期期間中の平成28年には1万人を超え、65～74歳の人口よりも多くなるなどの傾向が見られ、平成37年度には12,201人になると推計されています。

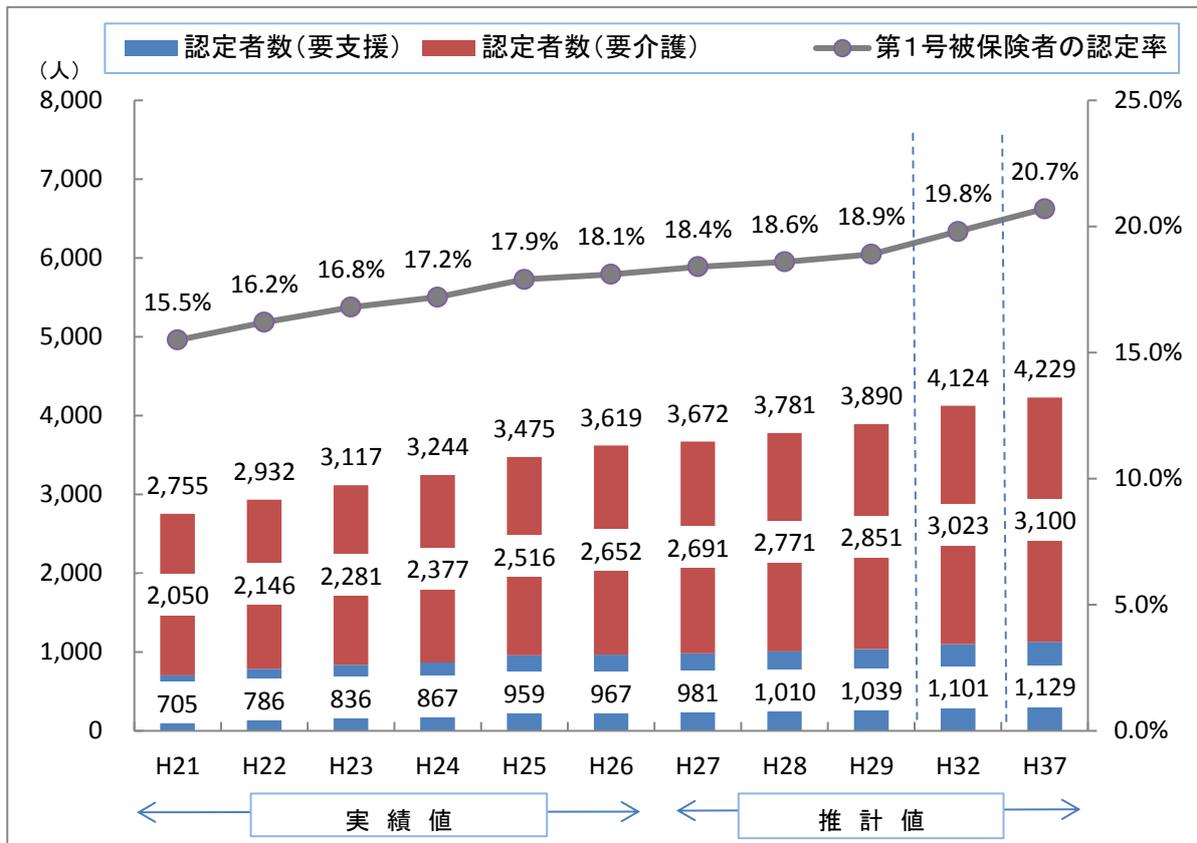
### ■市の人口と高齢化率の推計



(2) 2025年(平成37年)の要介護認定者数(推計)

平成21年の要介護(要支援)認定者数は2,755人、第1号被保険者(65歳以上)における要介護認定率は15.5%でした。これまでの実績を基に、今後市が取り組む地域包括ケアシステムの構築や施策等の効果を反映すると、平成37年には要介護(要支援)認定者数は4,229人、第1号被保険者(65歳以上)における要介護認定率は20.7%になると推計されます。

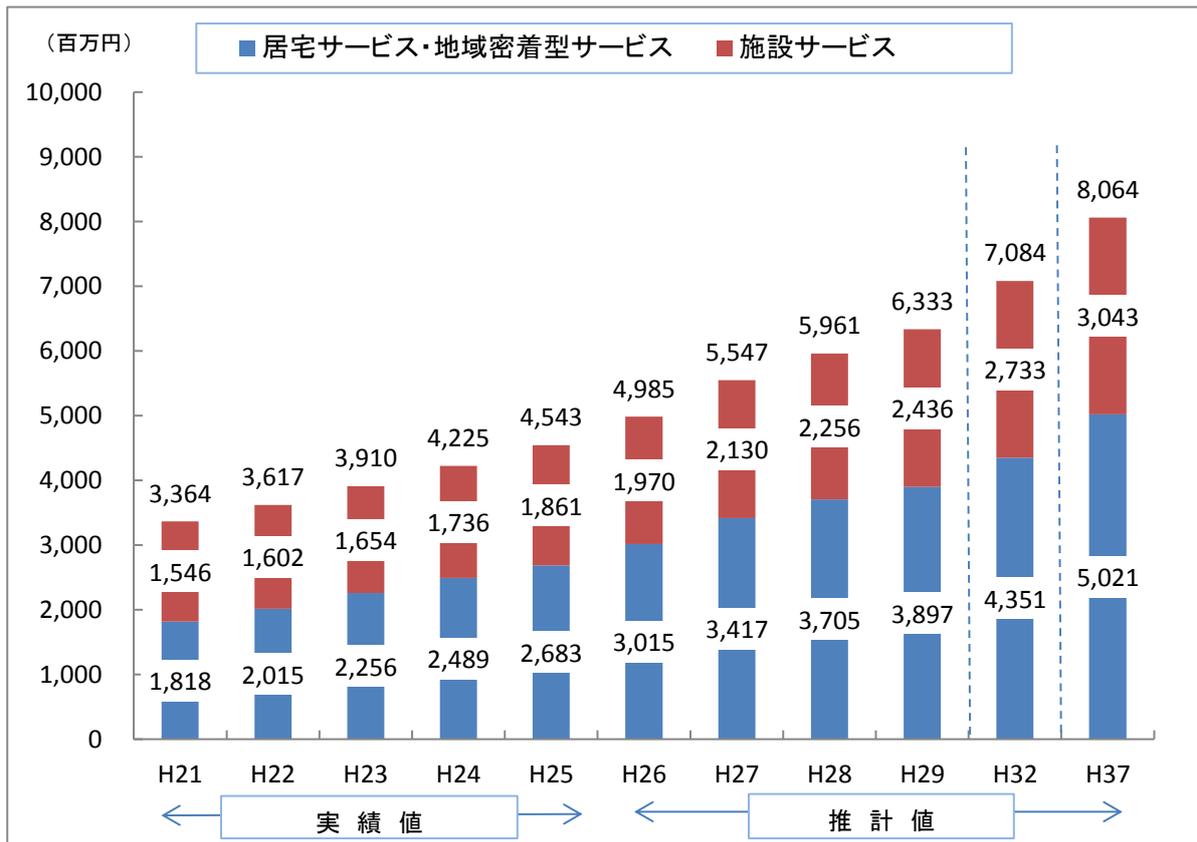
■市の要介護認定者数と第1号被保険者の認定率の推計



### (3) 2025年（平成37年）の介護給付費

平成21年から、介護給付費は年々増加しています。市が取り組む施策を反映した場合の要介護認定者数及び要介護認定率から、2025年（平成37年）には介護給付費は約80億円になると推計されました。

#### ■介護給付費の推計



## 2 現状を維持した場合の介護保険の課題

(1)～(3)で見た通り、2025年(平成37年)の要介護者数は4,229名、介護給付費は約80億円となることが予想されます。これは平成21年に対し、要介護者数が約1.8倍、介護給付費は約47億円の増加です。

これらのことから、2025年(平成37年)を見据え、在宅サービス・施設サービスをどのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえ中長期的な視野で検討していくことが必要となっています。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには「地域包括ケアシステム」を構築していく必要があります。

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、サービス提供者と利用者の「支える側」「支えられる側」という画一的な関係性ではなく、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民がともに支えあう地域づくりを進めていくことが重要であると考えています。

### 3 地域包括ケアシステム

#### (1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて

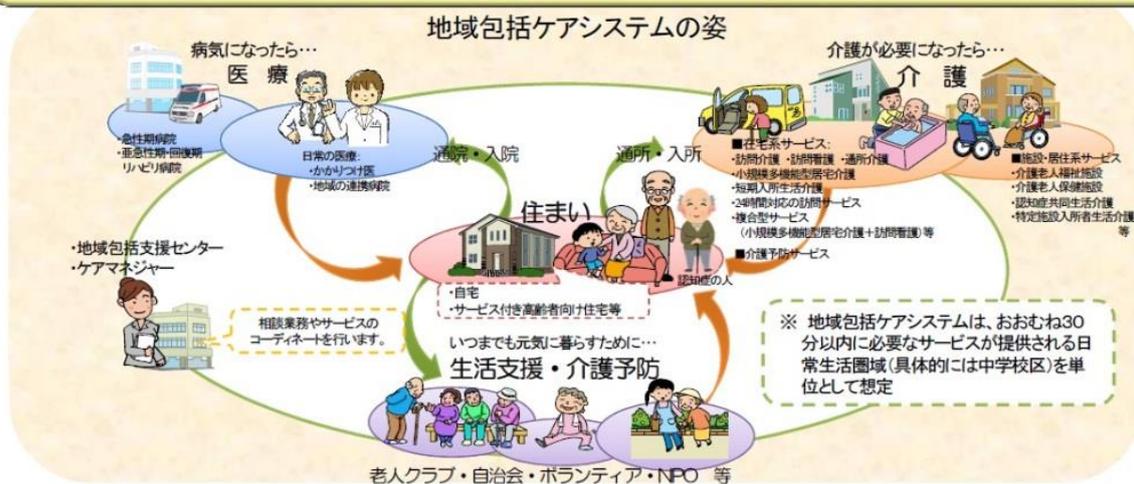
##### ○地域包括ケアシステムとは

「地域包括ケアシステム」とは、『地域包括ケア研究会報告書』の中で、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制」とであると定義されています。

本市においても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構成要素である「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の5項目を中心とし、自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築に取り組んでまいります。

### 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**  
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。



(資料：厚生労働省)

## ○5つの構成要素

「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の5つの要素が相互に関係し、連携しながら利用者のニーズに合わせて切れ目のないサービスを一体的に提供することで在宅生活を支えます。



(資料：厚生労働省  
地域ケア研究会報告書)

## ○「自助」「互助」「共助」「公助」

地域包括ケアシステムに含まれる機能の多くを公的サービスや単一の主体だけで担うのは困難です。住み慣れた地域で生活を送る高齢者の多様な生活ニーズに応えられる仕組みを作るためには、「公助」や「共助」による基盤整備を位置づけつつ、「自助」を基本に多様な主体と保険者が協働しながら地域を支え合う「互助」の体制をつくっていくことが重要です。

## ○認知症高齢者の生活支援

認知症高齢者の半数が在宅で生活していることから、今後も在宅生活の認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症施策の強化を念頭に置いた地域包括ケアシステムの構築が重要です。

## ○地域の特性に応じた体制の構築

高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。地域包括ケアシステムは、保険者である清瀬市や東京都が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

## (2) 地域包括ケアシステム構築のための取り組み

### ○介護給付等対象サービスの充実・強化

### ○介護予防の推進

### ○認知症施策の推進

### ○日常生活を支援する体制の整備

### ○医療・介護の連携

### ○高齢者住まいの安定的な確保

### ○人材の確保及び質の向上

※ 取り組みの詳細については第3章をご参照ください。



## **第1章 計画の策定にあたって**



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画の趣旨

我が国における高齢者の増加は、世界的に類を見ないスピードで進行しています。それに伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者も増加しており、高齢者施策の充実が求められる中で、平成12年からは介護保険制度がスタートしました。本市では、事業を行う中で将来を見据え、地域に住む高齢者とその家族が福祉サービスや支援を活用しながら、身近な地域の中で、安心して生活できる社会を築ける施策へと取り組んでまいりました。

こういった取り組みにおいては、医療・保健・福祉などのサービスを総合的に推進するとともに、地域に根ざしたさまざまな主体による支援や見守りが欠かせません。地域住民が力を合わせることで、高齢者が自分らしく、生きがいをもって暮らせる地域社会を構築する視点をもちながら施策に取り組むことが重要であると考えています。

『清瀬市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画』でも、こうした視点や「地域包括ケア」の考え方に基づき「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」が切れ目なく提供されるよう、事業の整備・充実に取り組んでまいりました。

国でも平成25年に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」を施行し、地域における効率的かつ質の高い医療体制の構築や地域包括ケアシステムの構築が打ち出されました。また、平成26年には地域における医療と介護の総合的な確保を推進する「医療介護総合確保推進法」（「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」）が施行され、医療と介護の連携の推進や地域支援事業の充実等が盛り込まれました。本市においても、これらに円滑に対応していく必要があります。

平成27年度から平成29年度を計画期間とする本計画は、“団塊の世代”が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えた上で、『清瀬市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画』の見直しを図り、地域包括ケアシステムの構築に向けて策定するものです。

## 2 計画策定の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8（市町村老人福祉計画）及び、介護保険法第 117 条（市町村介護保険事業計画）に基づき策定したものです。

### ◇介護保険制度の改正について

#### （1）一定以上の所得者の利用者負担の見直し（平成 27 年 8 月施行）

高齢者世代内で負担の公平化を図るために、一定以上の所得がある第 1 号被保険者の利用者負担を 1 割から 2 割とする。

#### （2）高額介護サービス費の見直し（平成 27 年 8 月施行）

介護保険の高額サービス費の限度額をそれまでの一般世帯月額 37,200 円から、現役並み所得者がいる場合その世帯の負担の上限額を 44,400 円に引き上げる。

#### （3）特定入所者介護サービス費（負担限度額）の見直し（平成 27 年 8 月施行）

- ①配偶者の所得の勘案
- ②預貯金等の勘案
- ③非課税年金の勘案（平成 28 年 8 月施行）

#### （4）保険料の多段階化・軽減強化（平成 27 年 4 月施行）

- ①標準段階の見直し
- ②公費による低所得者の保険料軽減の強化

#### （5）住所地特例の見直し（平成 27 年 4 月施行）

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても、他の有料老人ホームと同様に特定施設として、住所地特例の対象とする。

#### （6）特別養護老人ホームの新規入所者を要介護 3 以上に限定（平成 27 年 4 月施行）

- ①原則、新規入所を要介護 3 以上に限定する。
- ②要介護度 1・2 の方であってもやむを得ない事情がある場合は入所可能（特例入所）

#### （7）小規模型通所介護を地域密着型に移行（平成 28 年 4 月施行）

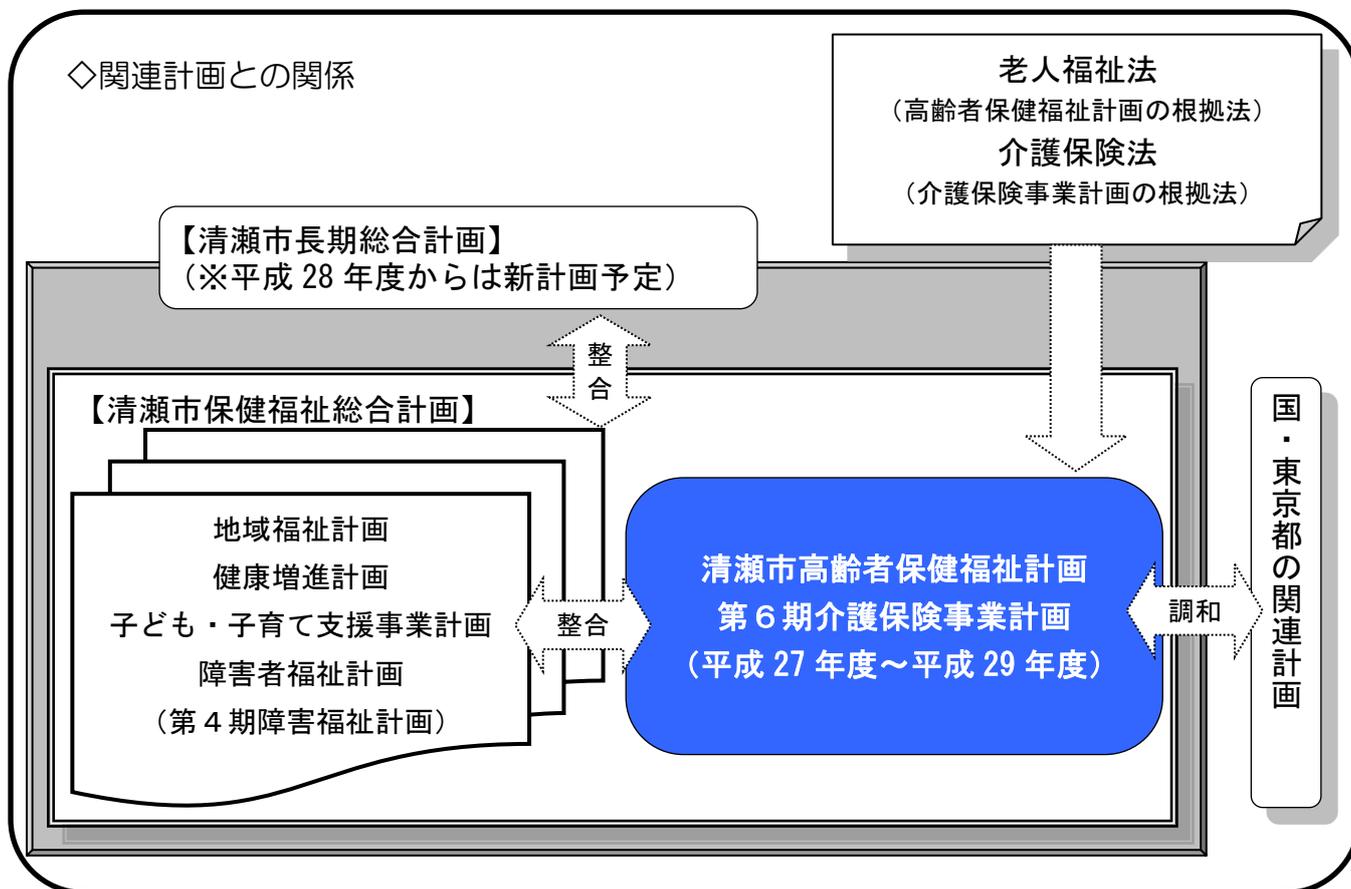
利用定員が 18 人以下の小規模の通所介護の事業所について、地域密着型サービスへ移行する。

#### （8）介護予防・日常生活支援総合事業（平成 27 年 4 月から平成 29 年 4 月までに移行）

要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限生かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みとして、予防給付の訪問介護・通所介護が地域支援事業となるなど、地域の実情に応じた取り組みが可能となる。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、清瀬市長期総合計画（後期基本計画）を上位計画とし、清瀬市保健福祉総合計画の各個別計画や市のその他施策との整合、国・東京都の関連計画との調和を図りながら策定したものです。



### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

| 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 第5期計画期間    |            |            |            |            |            |            |            |            |
|            |            | 見直し        | 第6期計画期間    |            |            | 第7期計画期間    |            |            |
|            |            |            |            | 見直し        |            |            |            |            |

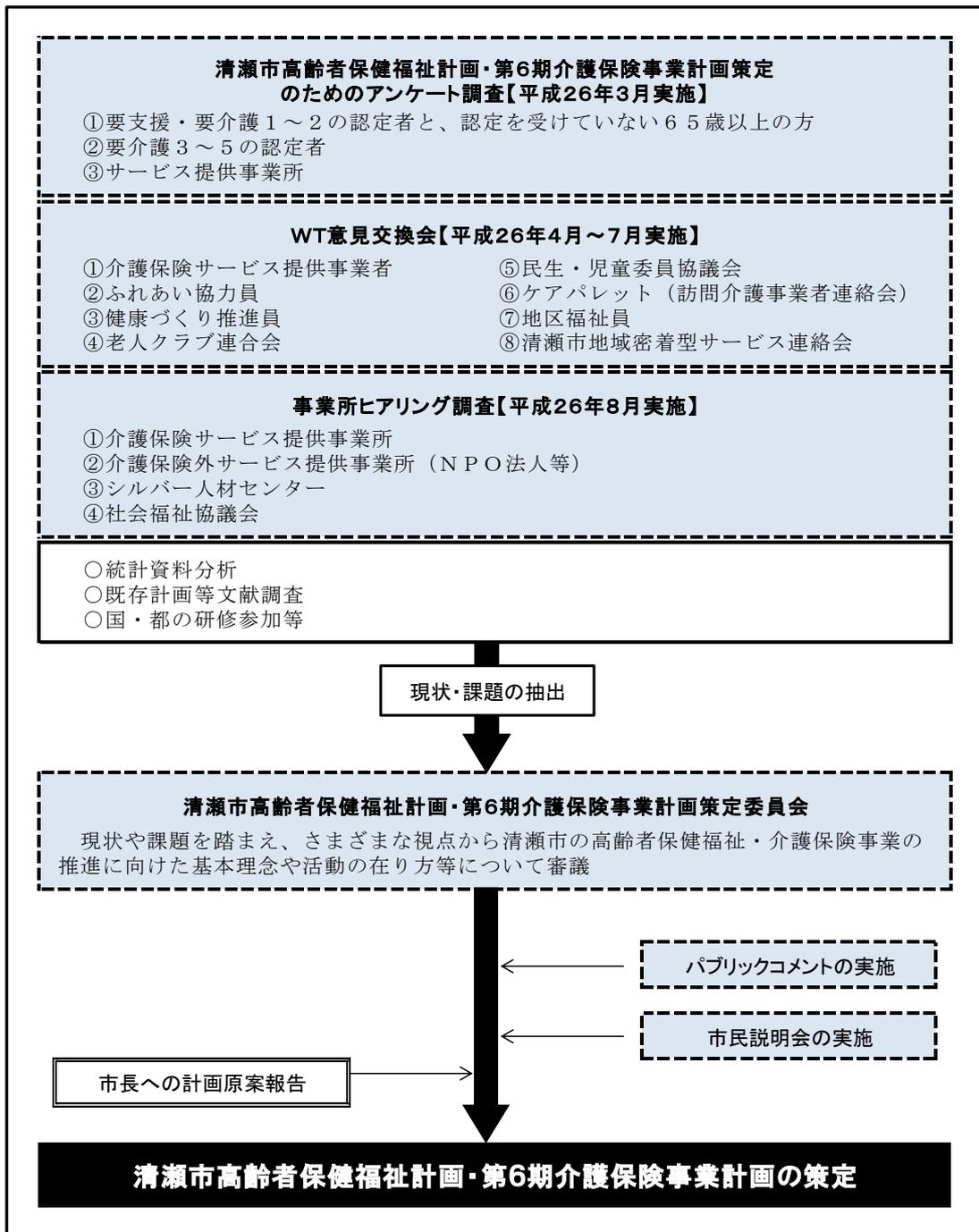
平成37年の将来像をイメージしながら策定する。

## 5 計画の策定体制

本計画は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、市民から構成される「清瀬市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画策定委員会」が中心となり、慎重な検討を経て策定しました。

策定にあたっては、清瀬市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査や、事業所等ヒアリング調査、市民説明会、パブリックコメントの実施等を通じ、広く市民の意見が反映されるように努めました。

また、今回の策定では庁内での連携や将来の計画づくりの人材育成なども考えて、高齢・健康部門の若手職員を中心としてWT（ワーキングチーム）を設置し、アンケート項目の検討、地域の関係機関と意見交換などさまざまな取り組みを行いました。



## **第2章 市の高齢者を取り巻く現状と課題**

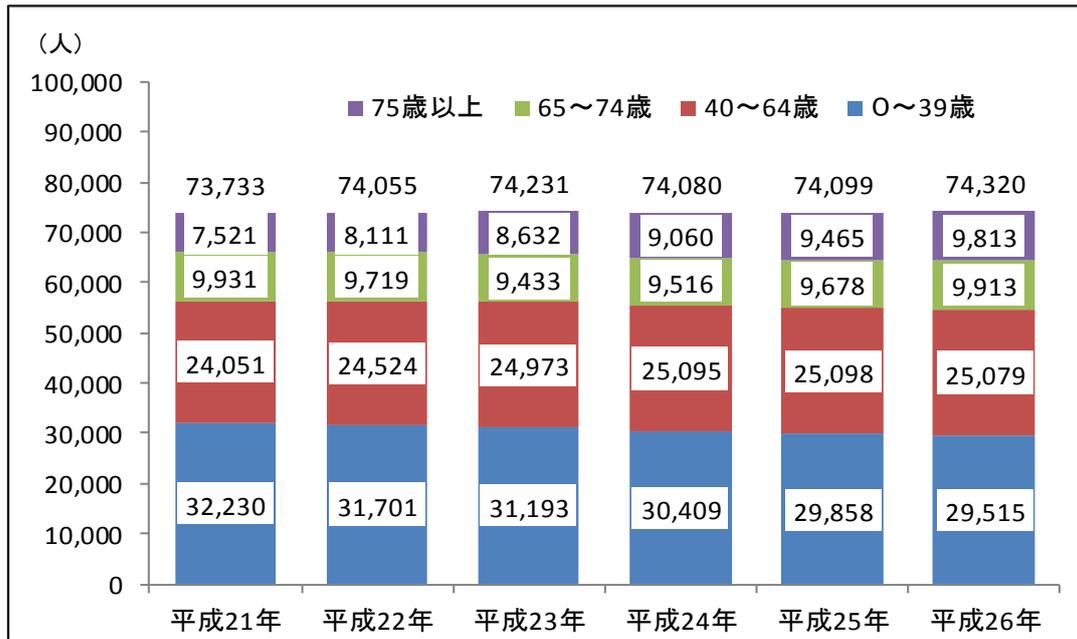


## 第2章 市の高齢者を取り巻く現状と課題

### 1 市の人口推移と要介護認定者の状況

#### (1) 人口と高齢者数の推移

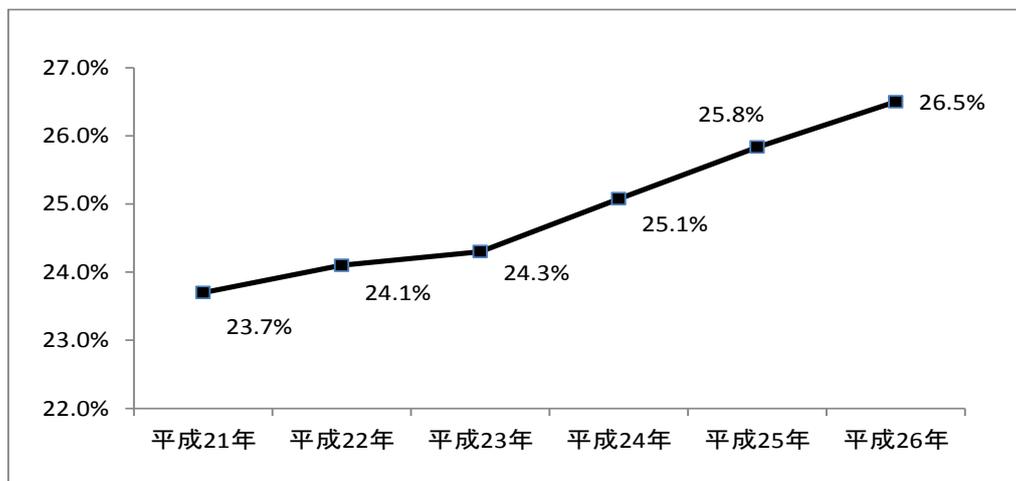
市の人口は、平成21年から平成26年にかけて587人増えて微増傾向にありますが、その増加人数の多くは高齢者層によるもの（人口全体の高齢化）で、65歳未満の層は減少傾向に入りつつあります。また、平成26年では、65～74歳と75歳以上の差が100人に縮まり、いわゆる後期高齢者の層が大きくなりつつあります。



(資料：住民基本台帳（外国人含む） 各年10月1日現在)

#### (2) 高齢化率の推移

高齢化率については、漸増の傾向が続いており、平成24年に25%を超え、平成26年には26%を超えています。



(資料：住民基本台帳（外国人含む） 各年10月1日現在)

### (3) 要介護認定者数の推移

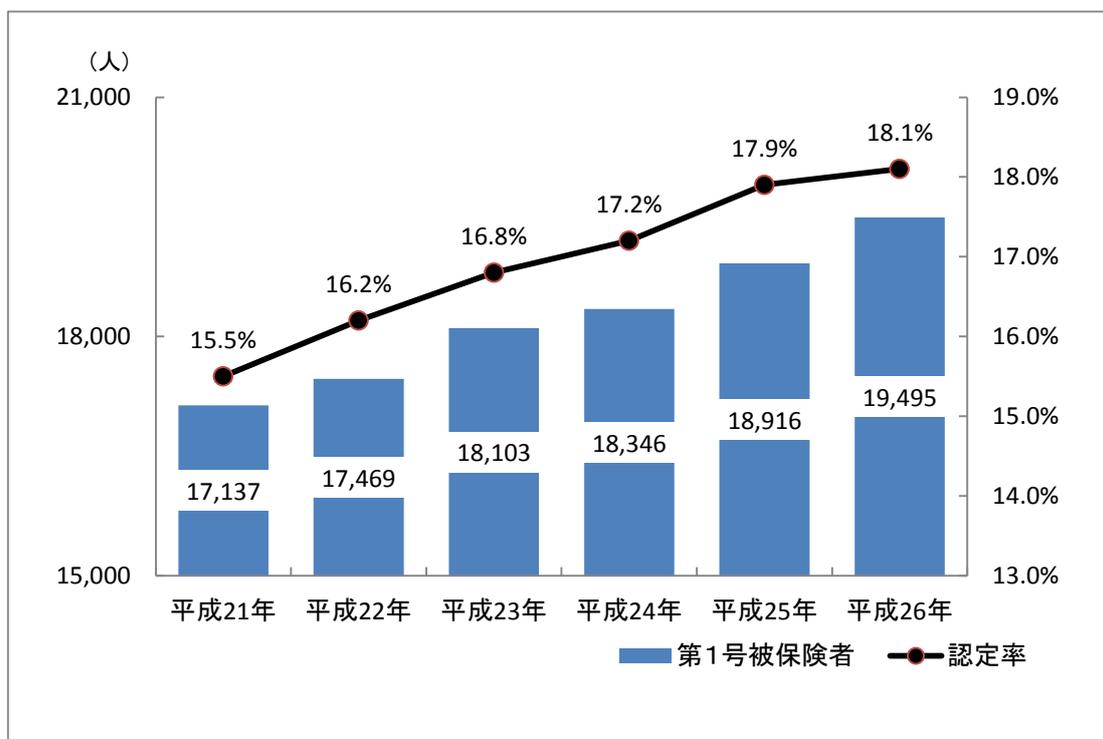
要介護認定者数は、第1号被保険者で平成21年から平成26年の間に、864人の増加となっています。これは、主に75歳以上人口の増加に伴うものと推定できます。第1号被保険者の75歳未満及び第2号被保険者はほぼ横ばいです。

| 単位(人)   | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第1号被保険者 | 2,662 | 2,834 | 3,034 | 3,154 | 3,388 | 3,538 |
| 65歳～74歳 | 509   | 497   | 518   | 495   | 509   | 539   |
| 75歳以上   | 2,153 | 2,337 | 2,516 | 2,659 | 2,879 | 2,999 |
| 第2号被保険者 | 93    | 98    | 83    | 90    | 87    | 81    |
| 総数      | 2,755 | 2,932 | 3,117 | 3,244 | 3,475 | 3,619 |

(資料：介護保険事業状況報告 各年10月1日現在)

### (4) 第1号被保険者数と認定率の推移

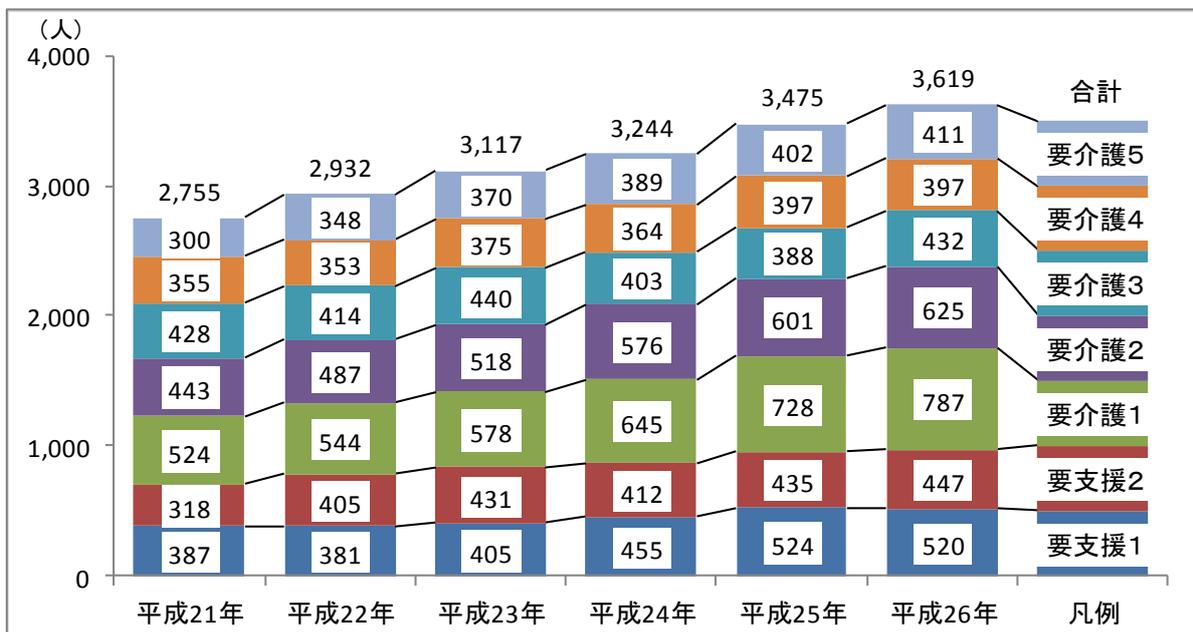
第1号被保険者に対する認定者の割合（認定率）をみると、平成21年以降は増加の傾向が続いており、平成26年には18%を超えています。



(資料：介護保険事業状況報告 各年10月1日現在)

### (5) 要介護度別認定者の推移

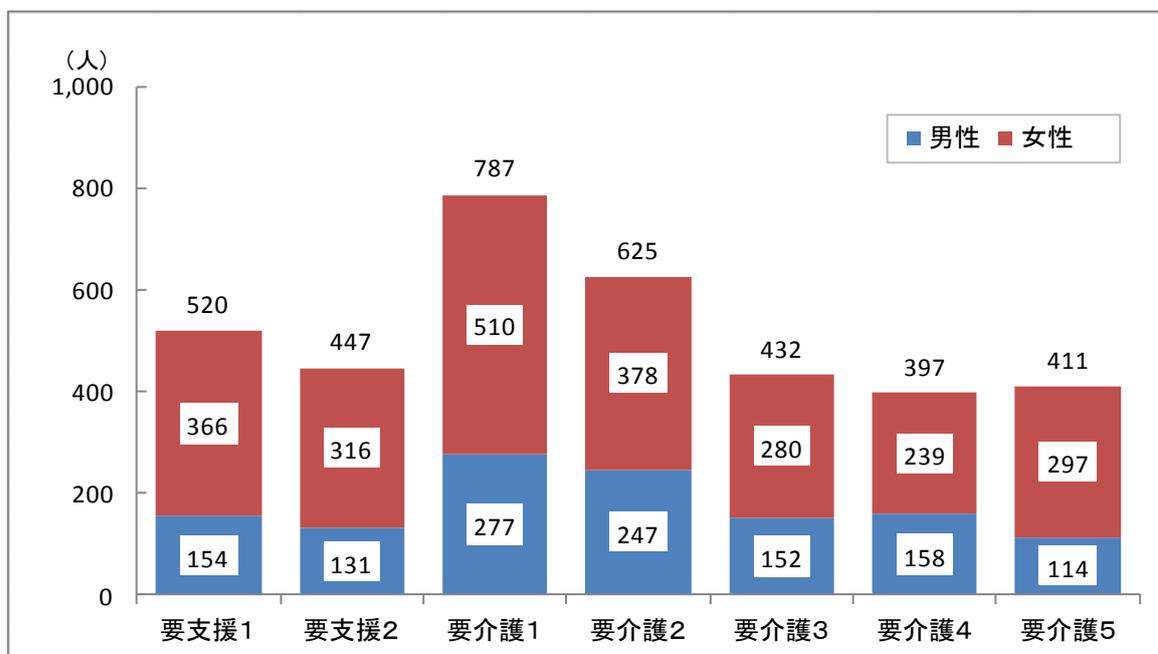
要介護度別に認定者数の推移をみると、要支援 1 から要介護 2 までの層で増加傾向が見られます。



(資料：介護保険事業状況報告 各年 10月1日現在)

### (6) 性別で見る要介護度

要介護度別の認定者数の性別は、どの要介護度でも女性の方が多く結果となっています。



(資料：平成 26 年 10 月 介護保険事業状況報告 (月報))

## 2 アンケート調査結果より

高齢者保健福祉及び介護保険事業のより一層のサービス向上を図ることを目的に、平成 27 年度からはじまる清瀬市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画を策定する際の重要な基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

### (1) 調査の配布数と回収率

| 調査対象                                      | 配付数<br>(票) | 有効回収数<br>(票) | 有効回収率<br>(%) |
|---|------------|--------------|--------------|
| ①要支援・要介護 1～2 の認定者と、<br>認定を受けていない 65 歳以上の方 | 2, 235     | 1, 347       | 60. 3        |
| ②要介護 3～5 の認定者                             | 374        | 212          | 56. 7        |
| ③サービス提供事業所調査                              | 41         | 40           | 97. 6        |

### (2) アンケート調査結果のまとめ

#### ○要介護認定を受けた方は、さまざまなリスクが高い

要支援・要介護 1～2 の認定者と、認定を受けていない 65 歳以上の方では、多くの項目で傾向の違いが見られます。

例えば、基本チェックリストから判定できる各種のリスクでは、運動の機能向上の項目で、要介護認定を受けていない方は 14. 6%に対し、要介護認定を受けている方の 76. 6%がリスクありとなっています。転倒のリスクについても、要介護認定を受けていない方は 20. 6%に対し、要介護認定を受けている方では 66. 6%の方がリスクありとなっています。

また、生活が持つ多くの要素が含まれる「買い物の困りごと」では要介護を受けていない方では「特に困っていることはない」方が 51. 3%と半数を超えているのに対し、要介護認定を受けている方は生活の内容別にみても困りごとが多い傾向となっています。そして、市に望む高齢者施策では「健康管理」(36. 0%)「寝たきり、要介護高齢者に対する支援」(34. 3%)などが挙げられています。

#### ○「二人暮らし」に潜むリスクを見逃さない

老研式活動能力指標(老研指標)では「手段的自立」、「知的能動性」、「社会的役割」の 3 分野から評価を行っています。この老研指標の各項目について世帯の状況別に見たところ、「手段的自立」の項目では「一人暮らし」の方が 78. 2%ともっとも高くなっています。一方で、「二人暮らし(配偶者を除く)」の方は「手段的自立度」が 59. 8%と低くなっています。また、「日中独居」については、「よくある」との回答が 68. 3%と、他の世帯の状況よりも極めて高い傾向となっていて、「二人暮らし(配偶者を除く)」の方でも一人で過ごす時間があることがわかります。

## ○根強い施設充実の声に応えるために

介護が必要となった後の生活の希望として「福祉施設に入所する」を選ばれた方は21.1%となっています。利用したい施設については介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の回答が高くなっていますが、自由回答では単に「施設」「介護施設」などと表現される方も多く、入所までの期間に対する不安も見られます。施設に対しては、急に在宅生活が難しい状態になった際や、経済的に厳しくても必要なときに入所できるという“安心感”が求められ、引き続き施設充実を求める意見が挙げられています。

## ○相談相手に、専門性が求められている

相談する相手について、要介護認定を受けていない方は「配偶者」、「兄弟」、「友人・知人」との回答が高くなっています。一方、要介護認定を受けている方では「医師・歯科医師・看護師」「地域包括支援センター」「ケアマネジャー」を相談先として選ぶ人が高い傾向が見られ、介護が必要となつてからは専門的なアドバイスが可能な相談先が選ばれていることが分かります。

## ○活動参加の鍵は「身近さ」「興味」

要介護認定を受けている方でも参加し続けられる活動の傾向としては、町内会・自治会のように身近なところにあるもの、そして興味を持って続けられる趣味関係のグループや老人クラブなどが挙げられています。各種活動への参加の頻度は、「週1回以上参加している」方は全体の44.7%となっています。0しかし、「どれにも参加していない」と回答した方は全体の34.8%となっており、その理由として「健康上の理由」「人付き合いが苦手」「家族の介護」が挙げられています。

## ○介護者の介護負担軽減

介護者の困りごとについての設問では、「身体的・精神的な負担が大きい（介護疲れ）」が40.6%でもっとも高く、次いで「自分の時間が持てない」（37.1%）、「他に介護する家族がいない（家族の協力が得られない）」（29.4%）となっています。また、介護者の健康状態についての設問では「やや不安である」「不安である」を合わせると全体の4割程度となります。主な不安の理由のほとんどが「高齢による健康や体力への不安」「すでに病気や障害を患っていることによる不安」となっています。

そして市に望むことでは「家族の介護負担の軽減」が介護保険サービスで33.0%、高齢者施策で44.8%と家族の介護負担軽減を望む声が多くみられます。

## ○事業所調査から

事業者からは在宅生活を支援するために必要な施策として「一人暮らし高齢者や、高齢者世帯などに対する見守り支援」（82.5%）や、「配食やごみ出し、買物、外出時の移動などの生活支援サービス」「認知症高齢者への支援施策の推進」（ともに70.0%）などが挙げられています。また、充実してほしい支援として「制度に関する最新・適切な情報の提供」が60.0%と最も高く、次いで「介護人材確保・定着に向けた取り組み」（45.0%）「職員の資質向上のための研修の実施」（40.0%）となっています。

### 3 ワーキングチーム意見交換会・事業所ヒアリング調査

#### (1) ワーキングチーム意見交換会

高齢・健康福祉部門の若手職員を中心に庁内に設置された計画策定に向けたワーキングチームが、地域の関係者や団体と意見交換会等を実施しました。

#### ○実施概要

| No. | 対象団体等                  | 実施日   | 参加人数 | テーマ等   |
|-----|------------------------|-------|------|--|
| 1   | 介護保険サービス提供事業者          | 4月11日 | 30名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供時に困っていること</li> <li>国・都・市への要望</li> <li>高齢者全般で気になること、心配ごと等</li> </ul>     |
| 2   | ふれあい協力員                | 4月23日 | 20名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の高齢者の見守りについて</li> <li>災害時の地域における安否確認・支え合い</li> <li>地域の課題について</li> </ul>     |
| 3   | 健康づくり推進員               | 4月23日 | 20名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の社会参加への促進について</li> <li>高齢者がいきいきと元気に過ごすために</li> </ul>                       |
| 4   | 老人クラブ連合会               | 5月8日  | 28名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>清瀬市に支援してほしいこと</li> <li>困っていること、悩んでいること</li> <li>今、地域で話題・問題になっていること</li> </ul> |
| 5   | 民生・児童委員協議会（西部）         | 5月21日 | 27名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の中で心配なことは</li> <li>今後必要だと思われる取り組みは</li> <li>地域福祉活動団体との連携について</li> </ul>     |
| 6   | 民生・児童委員協議会（東部）         | 5月27日 | 24名  |  |
| 7   | ケアパレット<br>（訪問介護事業者連絡会） | 6月18日 | 15名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供時に困っていること</li> <li>市に支援してほしいこと</li> <li>地域の中で気になること</li> </ul>          |
| 8   | 地区福祉員（社会福祉協議会）         | 6月18日 | 20名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>清瀬市に支援してほしいこと</li> <li>地域の中で問題に思っていること</li> </ul>                             |
| 9   | 清瀬市地域密着型サービス連絡会        | 7月15日 | 15名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>グループホーム運営上の課題</li> <li>認知症高齢者を取り巻く課題</li> <li>高齢者全般に関わる課題</li> </ul>          |

#### ○意見交換会のまとめ

多くの団体から閉じこもり・引きこもり高齢者の把握の必要性や支援策の充実が挙げられました。また、社会参加や世代間交流の充実、緊急時・災害時の支援の方法や連携についての意見が多くみられます。

介護保険サービスを提供している事業者からは医療と介護の連携強化や事業者間の連携強化の必要性が挙げられています。また、人材確保や職員のスキルアップ及び職場環境の整備についての意見が出されました。

## (2) 事業所ヒアリング実施結果報告

市では計画策定に向け、清瀬市内の介護保険サービス提供事業者及び介護保険外サービス提供事業者の方々にご意見や今後の展開等について調査票にて意見を伺った上でヒアリングを実施しました。

### 1 ヒアリング調査票依頼事業所

- 介護保険サービス提供事業所 48 事業所 (うち回答 22 事業所)
- 介護保険外サービス提供事業所 6 事業所 (うち回答 3 事業所)

### 2 ヒアリング実施事業所

- 介護保険サービス提供事業所 11 事業所 (うち介護保険外 2 含む)
- 介護保険外サービス提供事業所 1 事業所
- シルバー人材センター

### 3 ヒアリング日程

平成 26 年 8 月 25 日 (月)、8 月 28 日 (木)

### 4 事業所ヒアリングのまとめ

#### (1) 事業所運営上の課題

人材確保や育成について課題があるという事業所が多くみられました。また、認知症高齢者やサービスを利用する高齢者のニーズが多様化しているため、それに対応するための人材確保や人員体制の難しさが挙げられています。

#### (2) 今後の活動方針

制度改正についての研修や、地域包括ケアシステム実現に向けた取り組み、地域貢献活動への検討についての取り組みを進めるといった意見が挙がりました。

#### (3) サービスの質の向上を図るために心がけていること

人材の確保・定着・育成を図るために職場環境の整備を図ることや、関係機関と連携し研修等を行う等の取り組みが挙げられました。また、利用者への支援として家族の負担軽減や要介護度が重度の高齢者への対応ができるような体制づくり、困難ケースへの対応等の取り組みも報告されました。そして、地域の方との交流やボランティアの導入の検討も見られます。

#### (4) 高齢者福祉施策・介護保険制度全般

医療と介護の関連施設間の連携強化を求める意見が多く、人材育成についても市内ある大学など専門養成機関等との連携について提案がありました。また、地域の方との協働や地域資源の活用についても意見が挙がりました。

## 4 前期計画の評価と課題

### (1) 一人ひとりがその人らしくいきいきと暮らす

#### ○社会参加や趣味・生きがづくり

生涯学習の観点から生涯学習スポーツ課など教育委員会と連携した事業を行い、歴史講座や歌声喫茶を実施しました。また、老人クラブ・シルバー人材センターへの支援や老人いこいの家等の充実、敬老大会の実施など社会参加や趣味・生きがづくりに資する施策を実施しました。今後も、関係機関との連携を深め、高齢者向けの生涯学習環境の充実を図る必要があります。

### (2) いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らす

#### ○健康づくり

健康大学、健康まつり及び各種目的をもった健康づくり教室を積極的に開催し、多くの市民の参加がありました。また、特定健診・後期高齢者健診を実施しており、今後も市民の健康増進に積極的に取り組む必要があります。

#### ○介護予防の充実

よろず健康教室を市内全域で実施し、高齢者が気軽に運動やおしゃべりができる環境整備を行いました。二次予防高齢者向けには、運動機能向上や口腔機能向上及び栄養改善の事業を展開し、参加意欲の向上につながるよう「元気応援マップ」を作成しました。今後も、認知症予防の要素を取り入れた教室など、市民ニーズに沿った介護予防事業を企画していく必要があります。

### (3) 身近な地域相談・地域包括ケア体制の充実

#### ○相談・ケア体制の充実

相談件数が年々増加する中、地域包括支援センターの連携体制を確立し、迅速なケース対応に取り組んでいます。基本チェックリストの通信欄を活用した相談の受付は、支援の必要な高齢者の掘り起こしにつながっています。今後更に、多問題世帯や複雑な相談が増えることが予測されるため、職員のスキルアップを図り、より充実した相談・ケア体制の確保など取り組む必要があります。

#### ○地域ケアの推進

ふれあいネットワーク事業を推進し、地域での「声かけ・見守り活動」の充実を図る中で、ふれあい協力員、民生・児童委員、地域包括支援センターが高齢者世帯を戸別訪問し、介護保険の利用につなげるなど、支援の必要な方の掘り起こしを行いました。今後は地域ケア会議の開催などを通じて、個別課題、地域課題の把握・解決に向けた取り組みを進める必要があります。

### ○認知症施策の推進

認知症の診断・治療を行っている医療機関名簿の作成や認知症疾患医療センターとの連携に向けての基盤整備のほか、正しい知識と理解の普及に向けた認知症キャラバンメイトや認知症サポーターの養成を積極的に行っています。家族介護支援としては、家族介護者の会（ゆりの会）の開催や、地域包括支援センターでの介護負担軽減に向けての相談を行っています。今後も引き続き、地域での生活を支える医療・介護サービスの構築、家族支援などの認知症施策を推進する必要があります。

## （４）介護が必要になっても安心して暮らす

### ○介護保険サービスについて

それぞれの利用者、家族に合ったきめ細やかなサービスを提供するために、ケアマネジャー・サービス提供事業者と保険者が連携できる体制の充実を図りました。また、介護保険サービスの利用について安心して相談できる体制の強化、わかりやすい情報提供の充実にも今後も継続して取り組む必要があります。

### ○地域密着型サービスの整備

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者が在宅で 365 日 24 時間安心して住み慣れた地域で生活が送れるよう、地域密着型サービスの整備を行いました。また、ニーズのあるサービスについては第 6 期以降も整備を目指します。

## （５）住み慣れた地域で安心して暮らすために

### ○医療・介護の連携

退院以降支援がスムーズに行われるよう、地域包括支援センターと医療機関の地域連携室との意見交換会を行うなど、医療と介護の連携への取り組みを始めています。今後、地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症施策の推進や在宅医療の充実など、医療と介護の連携を積極的に図っていく必要があります。

### ○生活支援サービス

要介護状態の予防や介護負担軽減を目的とした住宅改修、ゴミの個別収集（ふれあい収集）やNPO法人・社会福祉協議会等による家事、移動等の各種サービスを実施しました。今後も高齢者の日常生活を支える仕組みづくりを推進する必要があります。

### ○防災・防犯

災害時要援護者を把握し、災害時の安否確認や避難支援等について地域支援者・支援機関との協力体制を構築しました。また、交通事故や振り込め詐欺、高齢者の消費者被害について消費生活センターや警察署等と連携し講座の開催やパンフレットの配布等を行いました。今後も、防災・防犯に向けた関係機関との体制強化を図る必要があります。

## 5 主な課題のまとめ

### (1) 身近な相談窓口・機能の充実

高齢者の抱えるさまざまな課題に対応するため、相談機関により専門性が求められています。そのため、相談窓口を身近に設置する、人材を育成するなど、相談窓口を充実させる必要があります。併せて、相談窓口や社会資源が市民や事業者へ広く周知できるように情報提供の仕組みについて再検討する必要があります。

### (2) 早期からの健康づくり・介護予防

リスクが小さい元気なうちから、健康教室や介護予防事業に参加することは、要介護状態等になることを予防し、活動的で生きがいのある生活を続けることにつながります。

介護予防は高齢者本人の主体的な取り組みがなければ十分な効果が期待できません。参加への意欲を高め、早期から健康づくり・介護予防に取り組めるよう、普及啓発・事業周知を効果的に行うこと、魅力ある事業を企画することが必要です。

### (3) 認知症への対応強化

高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれます。認知症になっても在宅で安心して暮らしていけるよう、早期診断・早期対応、症状に応じたサービス利用の流れの確立、介護者支援などの認知症施策に取り組む必要があります。

本人・家族を地域で支えるためにも、住民が認知症への正しい知識と理解を深める機会を増やしていくことも重要です。

### (4) 医療・介護の連携強化

今後ますます高齢者が増加することにより、在宅医療の充実など、多くの課題が予想されます。今後も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療関係者と介護関係者が一層の連携体制を強化していくことが課題です。また、医療や介護の情報を共有する、いわゆる「見える化」についても検討を進め有益な情報を利活用しやすい状況を作ることや、認知症のケアにおいても連携体制の構築を進め、相談事業の充実や、サービスを適切に受けられる支援、啓発など普及活動などへの取り組みが重要です。

### (5) 地域ぐるみの高齢者の見守り・支援

一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加が見込まれる中、住み慣れた地域に安心していつまでも住み続けられるよう、地域住民が共に支えあう「互助」の取り組みを推進し、関係機関・団体等が連携して、高齢者の見守り・支援体制を構築することが課題です。

また、法律専門家との連携などにより、成年後見制度の活用支援や市民成年後見人の育成などの権利擁護事業の充実も必要です。

## **(6) 介護・介助者への支援**

アンケート調査でも市に望む高齢者施策として「家族の介護負担の軽減」が挙げられるなど、介護者の心身のケアが、今後も引き続き重要な対策として求められています。地域包括支援センターへの相談件数も年々増加しており、レスパイトに資する介護サービスの導入勧奨、家族介護者の会の開催など介護者支援を積極的に行っていく必要があります。

## **(7) 地域での活動と、積極的な参加への支援**

高齢者それぞれが自分の関心のある分野への活動に参加し、地域のさまざまな人と接する機会をもつことは、健康を保ち、生きがいとなるなど、豊かな生活を送るために重要なことです。身近な活動の場や、興味の持てる活動などについて、多種多様な展開が求められています。

## **(8) 住環境の充実と移動手段の整備**

住まいは地域で暮らすための大きな要素です。高齢期になっても住み続けられるバリアフリー化の推進や住環境整備等が必要です。高齢者向け住宅の普及や、住まいに付随する相談や見守り等のサービスの充実が必要です。

また、高齢者が安全で快適な日常生活を送る上で、道路、施設、移動手段などの生活環境を充実させていくことも課題です。

## **(9) 介護人材の確保**

国では2025年（平成37年）には今よりも100万人の介護職員が必要と試算しています。市が計画策定に向けて行った「アンケート調査」「事業所ヒアリング」でも介護人材の確保や育成についての支援が求められています。市ではこれまでも介護事業者が共同で行う人材募集の広報などに協力していますが、庁内就労部門、市内ふるさとハローワークとの連携強化を図るとともに、介護人材の確保に向けた取り組みが課題となっています。

## **(10) 介護保険制度の安定的な運営の確保**

2025年（平成37年）を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが最重要課題となっています。その実現のためには、地域のさまざまな人々による地域ぐるみの支え合い・助け合いの仕組みづくりを継続して推進していく必要があります。

一方、アンケート調査から経済的に苦しいと回答する被保険者が5割を超える中、所得の少ない方々の介護保険料に配慮することが必要です。そのため、介護予防による認定者数の伸びを抑え、介護が必要な方へのサービスの充実に加え適正な給付管理を行うことで介護保険料とのバランスを図る等、介護保険制度の安定的な運営に向けた取り組みが重要です。



### **第3章 計画の基本理念と基本目標**



### 第3章 計画の基本理念と基本目標

#### 1 基本理念

清瀬市では、「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」をスローガンに高齢者施策として地域で助け合い支え合い、高齢者がいきいきと安心して暮らせる地域社会の構築を目指しています。

また、平成12年に策定された清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）において、「高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送れるよう、健康でいきいきと暮らしていけるまち」を基本理念として高齢者保健福祉に関する施策事業を展開してきました。以降、平成24年に策定された高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画においても、この基本理念のもと、施策の展開を図っています。

本計画においても、本市の高齢者を取り巻く課題や、前期計画との継続性等を踏まえ、基本理念を引き続き次のとおり定め、高齢者保健福祉・介護保険事業の推進を図ります。

#### 【基本理念】

高齢者が住み慣れた地域で  
尊厳あるその人らしい生活を送れるよう  
健康でいきいきと暮らしていけるまち

## 2 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、また、地域包括ケアシステム構築後も将来にわたって介護保険を含む高齢者施策を永続的に実施できるよう、次のとおり5つの基本目標を定め、具体的施策の展開を図ります。

### 基本目標1 身近な相談窓口・地域包括ケア体制の充実

身近な地域における相談体制を充実させ、適切な情報提供を行い、地域のさまざまな主体が連携して、高齢者の日常生活を支える体制づくりを推進します。

### 基本目標2 一人ひとりがその人らしくいきいきと暮らす

障害や介護の必要の有無に関わらず、誰もが生きがいを持ち、社会参加をしながらいきいきと暮らせるよう、多様化するニーズに対応した生涯学習や地域活動の場の拡充を図ります。

### 基本目標3 いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らす

いつまでも健康を保ち豊かな生活を送るために、健康に関する知識の普及啓発をはじめ、早期からの健康づくり・介護予防のための施策を推進します。

### 基本目標4 住み慣れた地域で安心して暮らす

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域住民や関係機関・団体等が連携して地域全体で見守り、支援する仕組みづくりを推進します。

### 基本目標5 介護が必要となっても安心して暮らす

支援や介護が必要になっても、利用者・家族に合った適切な支援や介護サービスが受けられるよう、高齢者の生活支援・介護サービス基盤の充実を図ります。

### 3 地域包括ケアシステム構築等に向けた重点施策

本計画においては、本市の現状や課題を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に取り組む必要があります。これらの視点から、重点的な取り組みとして次の施策を推進します。

#### ○介護給付等対象サービスの充実・強化

高齢者が要介護状態となっても、自分の意志で自分らしい生活を営むことができるよう、多様なサービスの提供や在宅サービスと施設サービスの連携など地域における包括的・継続的な支援体制の整備が必要です。

重度の要介護者、一人暮らしや高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加を踏まえ、高齢者の日常生活を柔軟に支えることができるサービスの充実・強化を図ります。

#### ○介護予防の推進

要介護状態等になることの予防や要介護状態の軽減・悪化の防止、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活や人生を送るためには、高齢者一人ひとりが、日頃から健康を意識し、介護予防に努めることが大切です。そのために、運動や機能回復訓練等の実施だけでなく、生活機能全体を向上させるため、社会参加の場づくり、高齢者を取り巻く環境の整備を含めたバランスの取れたアプローチが必要です。

効果的な実施のために、地域における専門職の積極的な活用、地域住民を主体とした自立支援に資する取り組みの推進を行います。また、要介護状態になっても生きがいを持って生活できる地域づくりの実現を目指します。

#### ○認知症施策の推進

認知症高齢者の増加を見据え、認知症になっても尊厳を持って、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる社会を目指した取り組みを行う必要があります。認知症初期集中支援チームの設置などによる早期診断・早期対応、認知症の状態に応じた適切なサービス提供とその流れの確立、地域のネットワークづくりや家族支援など認知症施策の推進を図ります。

また、今後更に認知症高齢者の増加が見込まれるため、地域住民に対して認知症への正しい知識と理解の普及啓発を図り、認知症の方やその家族を地域で支えていく体制づくりを進めます。

## ○日常生活を支援する体制の整備

一人暮らしや高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加に対応し、見守り・安否確認、買い物等の家事援助など日常生活上の支援が必要な高齢者が安心して在宅生活を継続していくためには多様な生活支援等サービスを整備することが必要です。そのために、生活支援コーディネーターの活用を通じ、NPO法人・民間企業・協同組合・ボランティア・社会福祉法人等の生活支援等サービスを担う事業主体の支援・共同体制の充実・強化を図ります。また、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供を通じて、軽度の要介護高齢者の生活支援や社会参加のニーズに応じていくために、一般施策等も併せながら積極的に取り組みます。

## ○医療・保健・福祉などの連携

今後、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれます。このような高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活が営むことができるよう、退院支援・日常の療養支援・急変時の対応・看取り等のさまざまな局面において、医療と介護の連携を推進することが必要です。

そのためには、多職種の情報共有・情報交換が重要であることから、医療機関、福祉関係事業所、地域包括支援センター等、地域の関係機関との情報発信しやすい仕組みづくり等を協働し進めていきます。

## ○高齢者住まいの安定的な確保

地域において、それぞれのニーズに合った住まいが提供され、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活の実現のために、高齢者が安心して暮らすことができるよう、住まい等の環境整備に取り組みます。

## ○人材の確保及び質の向上

地域包括ケアシステムの構築においては、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる人材を、安定的に確保し、質を向上するための取り組みを進めることが重要です。そのために、国・東京都と連携し、事業者の介護人材確保に向けた取り組みを支援するとともに、生活支援の担い手を増やす必要があります。また、資源開発を担う生活支援コーディネーターの配置・育成、支え手となる生活支援サービスを担う事業主体(NPO法人・民間企業・ボランティア・社会福祉法人)の支援等、必要な施策に取り組みます。

## ○災害時要援護者への支援

地震や台風などの災害がいつ発生するかわからない状況の中、市民、関係機関・団体などが連携し、災害時の安否確認や避難支援対策など、要援護者への支援・協力体制の整備を推進します。

## 4 生活圏域の設定と地域包括支援センター

### (1) 日常生活圏域の設定

本市では、前期計画において、市内全域を1圏域として日常生活圏域を設定し、サービス提供やケア体制の整備を図ってきました。

これは、本市の特徴としての市域の狭さ、サービス提供事業所の活動状況、地域包括支援センター等の関係機関の連携体制、広域医療・福祉施設の分布状況、保険料への影響等をもとに、効果的な圏域像について総合的に勘案し、設定されたものです。

本計画期間（平成27年度から平成29年度）においても、引き続き市内全域を1圏域として、サービス提供やケア体制の整備・充実を図ります。

### (2) 地域包括支援センター

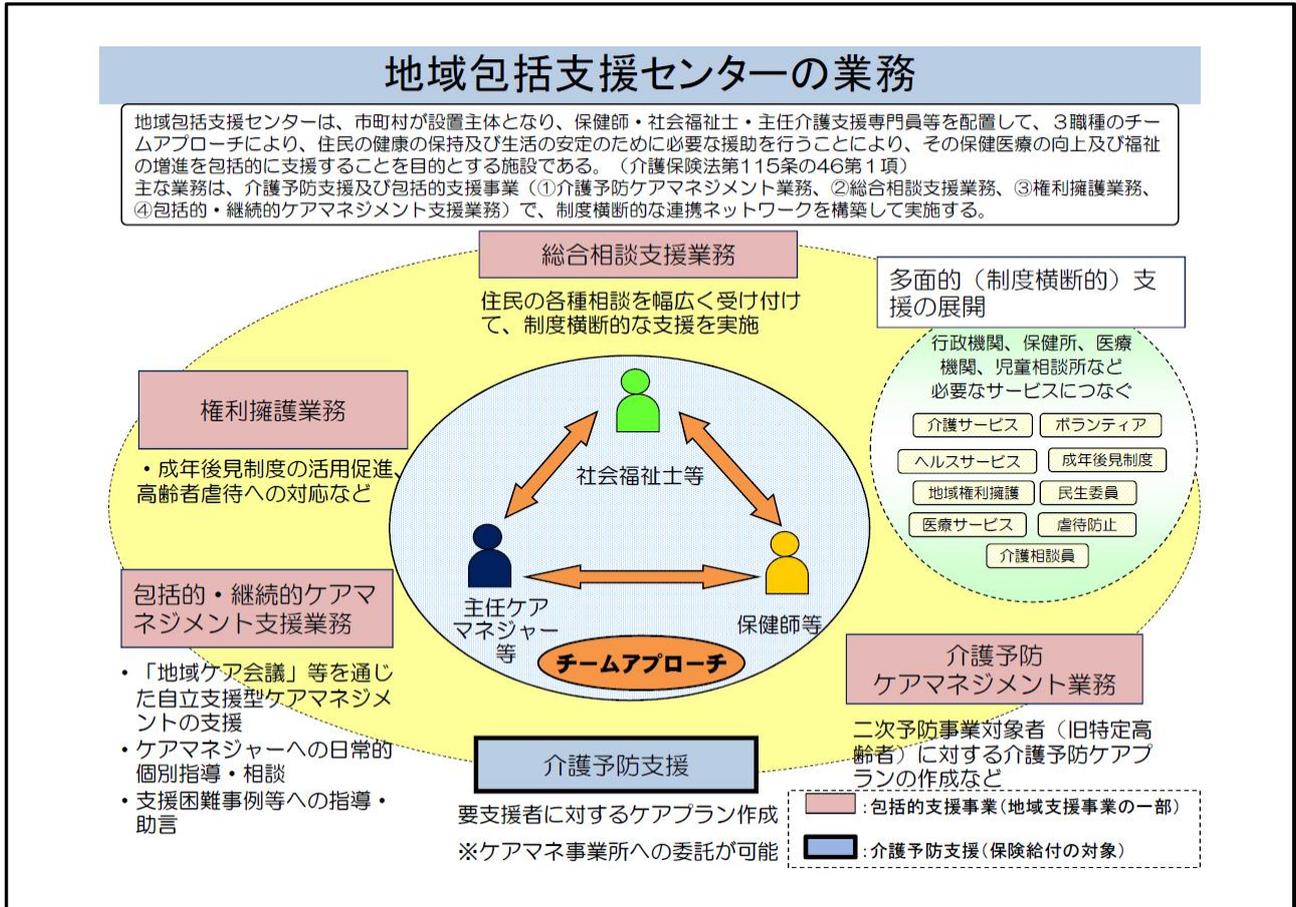
地域包括支援センターとは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。地域包括ケアシステムを有効に機能させるため、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のチームアプローチにより、地域のネットワーク構築などを行う中核機関です。

#### ① 主な機能

地域包括支援センターは、次の基本的な業務を担います（包括的支援事業）。

- 地域包括支援センターの運営
- 地域ケア会議の充実
- 介護予防ケアマネジメント業務
- 総合相談支援業務  
（ワンストップサービス窓口機能・地域のネットワーク構築機能）
- 権利擁護業務
- 包括的・継続的ケアマネジメント業務  
（介護支援専門員支援機能）

## ②地域包括支援センターの全体像

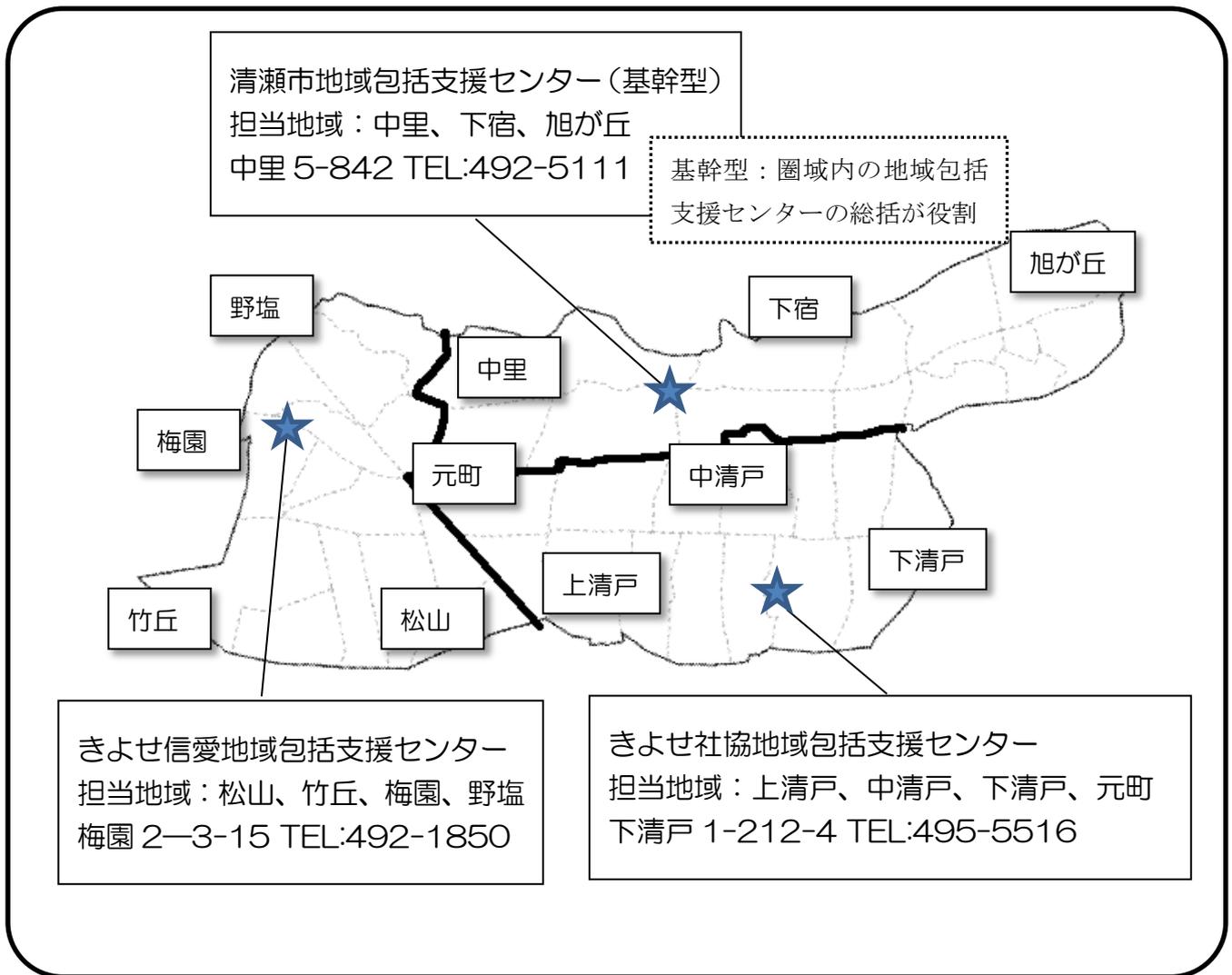


（資料：厚生労働省）

地域包括支援センターは中核機関としての役割を果たせるように、介護サービス事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等その他の関係者との連携に努めます。

地域包括支援センターは市町村が設置できるとされており、包括的支援事業を法人に委託することができます。運営にあたっては、公益性・地域性・協働性の視点を持ち、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することとなっており、地域包括支援センター運営協議会がその評価を行う仕組みになっています。

### ③地域包括支援センターの配置



④地域包括支援センターの状況（平成26年4月1日現在）

| 地域包括支援センター    | 清瀬市（基幹型）<br>地域包括支援センター | きよせ社協<br>地域包括支援センター | きよせ信愛<br>地域包括支援センター |
|---------------|------------------------|---------------------|---------------------|
| 運営主体          | 清瀬市直営                  | 社会福祉協議会             | 社会福祉法人              |
| 担当地域          | 中里、下宿、旭が丘              | 上清戸、中清戸、下清戸、元町      | 松山、竹丘、梅園、野塩         |
| 人口（人）         | 21,556                 | 22,405              | 30,286              |
| 高齢者数（人）       | 6,141                  | 5,247               | 8,044               |
| 高齢化率（％）       | 28.49                  | 23.42               | 26.56               |
| 65～74歳人口（人）   | 3,275                  | 2,738               | 3,760               |
| 単身世帯数         | 694                    | 498                 | 964                 |
| 2人以上の高齢者のみ世帯数 | 826                    | 674                 | 847                 |
| 75歳以上（人）      | 2,866                  | 2,509               | 4,284               |
| 単身世帯数         | 891                    | 749                 | 1,808               |
| 2人以上の高齢者のみ世帯数 | 433                    | 378                 | 594                 |

※ 平成27年度より地域包括支援センター1か所の拡充を図る予定です。

⑤地域包括支援センター運営協議会（高齢者の健康づくり・介護予防推進委員会）

地域包括支援センター運営協議会は、直営及び委託の地域包括支援センターの設置、委託、運営、評価及び人材確保に関すること等を協議し、高齢者の健康づくり及び介護予防を公平かつ中立性をもたせて推進していくことを目指します。

地域包括ケアシステム構築に向けても重要な役割が求められています。

## **第4章 高齢者保健福祉施策の展開**



## 第4章 高齢者保健福祉施策の展開

### 1 一人ひとりがその人らしくいきいき暮らすために

障害や介護の必要の有無に関わらず、一人ひとりがその人らしく社会参加をしながらいきいきと暮らせるよう、地域交流の支援や、多様化するニーズに対応した活動の場づくりと生涯学習、地域活動の場の拡充を図ります。

#### (1) 高齢者の活動支援

高齢者が地域で行うさまざまな活動の活性化に向けて、団体等への支援・補助を行います。

- ・老人クラブの活動への支援（健康づくり、友愛活動、奉仕活動等）
- ・シルバー人材センターのPR等（就業機会の確保、情報提供、生きがいづくり等）
- ・NPO法人・団体等との連携・支援（介護予防、配食サービス、移送サービス等）

#### (2) 交流の場の充実

高齢者が地域で集い、交流を深める場の確保に向けて、施設等の整備・充実を図ります。

- ・老人いこいの家の周知等  
（元町・上清戸・中清戸中央・いなり台・中里・旭が丘・野塩・松山・竹丘・梅園）
- ・老人福祉センターの利用の拡充（市内各地域市民センター）
- ・サロンの整備や充実  
（サロンマップの作成、サロン連絡会の開催、地域リーダーの育成・支援等）

#### (3) 地域交流、参加の機会の充実

高齢者が地域で多様な年齢層の人々と交流し、地域行事等へ積極的に参加できるような機会を提供し、地域交流の場の充実に向けた取り組みを進めます。

- ・子ども、学生等の若い世代との交流やイベント等のPRの強化
- ・敬老大会や市民まつり等の開催（交流や参加機会の充実）
- ・長寿者祝い訪問の実施（福祉施設入所者との交流等）
- ・介護の日記念事業の実施（介護負担の軽減や情報提供等）
- ・市内3大学との連携（日本社会事業大学・明治薬科大学・国立看護大学校）

#### (4) 就労支援、経験や能力の活用の場の充実

高齢者が経験・能力を活かし、地域でいきいきと暮らせるよう、就労や地域活動の場と機会の充実を図ります。

- ・シルバー人材センター（受託事業のPR等 会員数：945名）
- ・きよせ介護サポーター（サポーターの拡大 登録数：186名）
- ・老人クラブ（活動の場の充実 団体数：25団体）
- ・市民活動センター（活動の場の充実 会員数：個人66名、団体47団体）
- ・ボランティアセンター（活動の場の充実 登録数：146名）

※平成26年10月末現在

#### (5) 生涯学習環境の充実

個々の状況に応じた主体的な学習を通じて、健康で心豊かに暮らせるよう、生涯学習の機会や学習メニューの充実を図ります。

- ・各種生涯学習事業の充実
- ・介護保険制度の出前講座によるPR活動の推進

## 2 いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らすために

いつまでも元気に過ごせるよう、健康に関する知識の普及啓発をはじめ、健康づくり・介護予防のための施策を推進します。

### (1) 健康づくり支援の充実

高齢者が自らの健康管理ができるように、生活習慣病予防についての情報提供や健康づくりに関する知識の普及啓発に努め、健康づくりを実践する機会と場を提供します。

- 健康大学の講演会等
- 健康まつりの開催
- 各種健康教室・健康相談の実施
- 健康増進室事業（体力テスト・トレーニング・リズム体操・体力相談等）
- 保健師等による地域健康づくりへの支援

### (2) 健康管理体制の推進

疾病の早期発見・早期治療等に向けて、特定健康診査や各種がん検診を推進し、健診結果に基づく保健指導を実施します。また、疾病の重症化予防のための予防接種も実施します。

- 特定健康診査
- 後期高齢者医療健康診査
- 結核健診
- 各種がん検診
- インフルエンザワクチン接種費用の一部助成
- 肺炎球菌ワクチンの定期予防接種

### (3) スポーツ・レクリエーション環境の充実

高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、スポーツ・レクリエーション活動の機会や活動メニューの充実を図ります。

- コミュニティプラザひまわりの活用等
- 各種スポーツ大会、健康ウォーキングの実施（老人クラブ等）
- 軽スポーツや体操の普及及び内容の充実（よろず健康教室等）

#### (4) 介護予防の充実

要介護状態等になることを予防し、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、生活機能全体の向上を目指した介護予防事業を実施します。

- ・運動機能向上プログラム  
(いきいき体操クラブ・はつらつ健康教室・よろず健康教室・ふまねっとなど)
- ・口腔機能向上・栄養改善プログラム(歯っぴー噛むカムクラブ)
- ・うつ・閉じこもり・認知症予防プログラム(訪問指導・かたくりの会など)
- ・高齢者脳トレ教室(脳力アップ塾・高齢者講座シニアカレッジなど)
- ・介護予防の普及啓発・事業周知(元気応援マップなど)

#### (5) ボランティア育成・地域の活動支援

地域で介護予防活動を担うボランティアの育成を積極的に行います。また、自主的に介護予防に取り組んでいる活動グループ・団体等を対象に運営費等の助成を行います。

- ・ボランティア育成(ふまねっとサポーター養成など)
- ・地域コミュニティ活動運営費等助成

### 3 住み慣れた地域で安心して暮らすために

高齢者の医療、認知症への支援、生活支援、住まいなど「地域包括ケアシステム」の考え方に基づく、高齢者や要援護者への切れ目のない支援体制の充実を図ります。また、身近な地域を中心とした住民同士の支え合いや見守り・防災防犯活動など、高齢者や要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを支援します。

#### (1) 医療・保健・福祉などの連携強化

退院して在宅生活へ戻る高齢者や在宅医療を必要とする高齢者が、安心して生活ができるよう、医師やソーシャルワーカー、ケアマネジャー、訪問看護師、地域包括支援センター等のさまざまな関係機関が連携・協力して、高齢者の在宅生活を支える仕組みを充実します。施設や自宅でも、ターミナルケアを受け、穏やかに過ごせるよう、医療・保健・福祉などとの連携を通じて体制づくりを進めていきます。

- ・在宅医療の充実
- ・歯科医療連携の推進（訪問歯科診療）
- ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及
- ・多職種による意見交換会等の開催及び体制強化の推進

#### ◇シニアしっとく講座

地域包括支援センターが主催して、高齢者に役立つ情報（認知症・住まい・成年後見制度・消費者被害防止など）を発信するため、医療や福祉等さまざまな分野の講座を開催しています。

## (2) 認知症支援策の充実

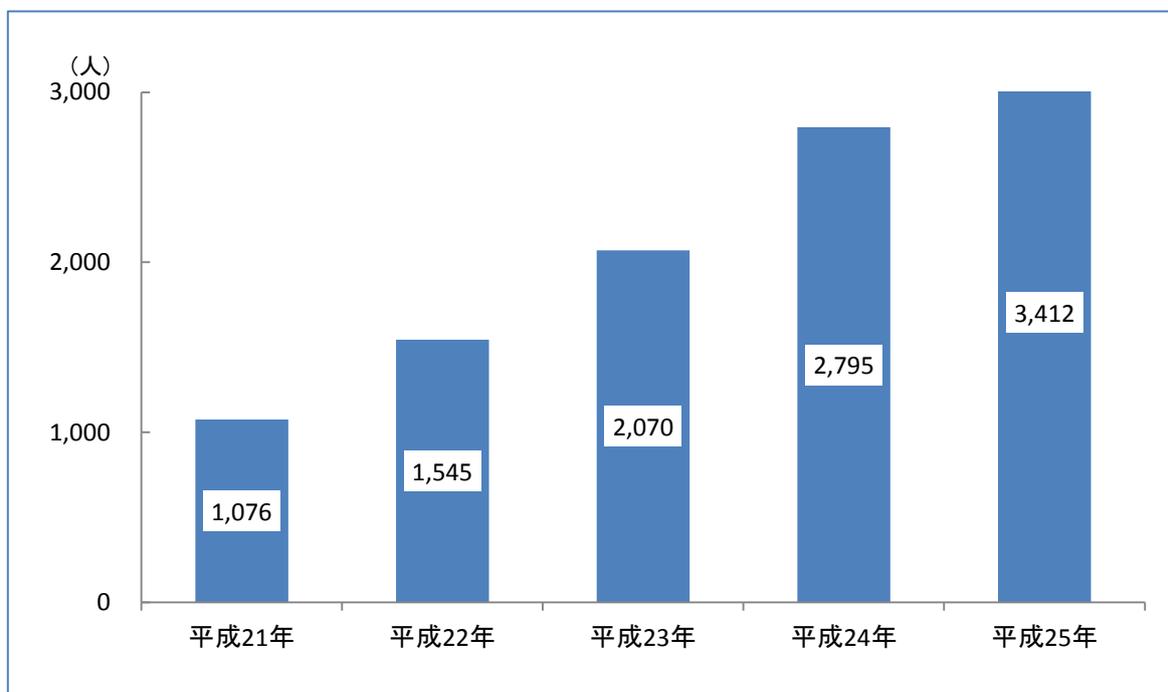
「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指し、地域全体で助け合い・支え合う仕組みづくりを充実していきます。

認知症疾患医療センターとの連携を行い、早期診断・早期対応の体制づくりを行う一方で、地域の認知症サポーターや民生・児童委員、高齢者ふれあいネットワーク事業の協力員・協力機関などによる見守り・支援体制の充実を図ります。

さらに、小学生向け認知症サポーター養成講座の開催や、認知症ガイドブックを作成・配布する中で多くの市民に認知症への正しい知識・理解の普及・啓発に努めます。

- ・認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の作成
- ・地域包括支援センターの相談支援窓口の充実
- ・認知症初期集中支援チームの設置を検討
- ・認知症かかりつけ医等の情報提供
- ・認知症地域支援推進員の設置
- ・認知症サポーターの継続的な養成とフォローアップ講座の開催
- ・認知症高齢者を介護する家族交流会（ゆりの会）の開催
- ・介護者支援のための社会資源、サロン活動等の情報提供
- ・徘徊探索サービス（高齢者位置情報端末機の貸与）

### ○認知症サポーター養成講座受講者の推移（累計）



（資料：地域包括支援センター）

### (3) 地域における相談・ケア体制の充実

要介護認定を受けている人は、相談先に医師や地域包括支援センターといった専門性の高い的確なアドバイスができる窓口を求める人が増える傾向にあります。また、高齢者のニーズが多様化する中、相談対応の専門性が求められています。

また、さまざまな事業や活動があるにもかかわらず、有効な情報を提供できていない側面もあり、情報の共有化を図るなど適切な対応が必要です。

また、家族介護者等の負担の軽減は、顕在化しにくい大きな課題です。相談の機会等を通してサービスを勧めるなどの取り組みも大切です。

#### ① 総合相談

医療・介護・生活などに関する相談を身近な地域で行えるよう、地域包括支援センターを4か所に増やし、相談機能の充実を図ります。また、関係機関との連携を強化し、課題の早期解決や対応困難事例への支援体制の構築を行います。

#### ② ケアマネジャーへの支援

高齢者が入退院(所)しても、地域で包括的・継続的に支援を受けることができるよう、地域包括支援センターによるケアマネジャーへの専門的サポートやケアマネジャー同士のネットワーク構築を行います。

#### ③ 地域ケアの総合的な推進

地域社会全体で支え合う仕組みづくりを進めるために、ふれあい協力員や民生・児童委員を中心とした見守り活動等の支援を充実します。また、健康増進事業や介護予防事業の担い手となる市民ボランティアの育成などに取り組みます。

そして、社会福祉協議会、サービス提供事業所、NPO法人、関係機関・団体等と行政が力を合わせるとともに、広く地域住民と協働し、地域ケアの総合的な推進を目指します。

### (4) 家族介護者等の負担軽減（レスパイト対策の充実）

家族の介護を理由に働き盛りの現役世代が退職する介護離職問題、また、介護をされる側の高齢者にとっても「家族の介護負担の軽減」はアンケート調査でも高い割合を占めています。そのような中、介護・介助負担の軽減を図るため、在宅生活を送る要介護認定高齢者を一時預かりできる介護保険サービスの普及や、認知症高齢者を介護する家族交流会の開催等を行います。

- ・家族介護者の負担軽減を図る介護保険サービスの利用の促進
- ・認知症高齢者を介護する家族交流会（ゆりの会）の開催
- ・介護休暇制度の周知・広報等
- ・介護マークの活用・普及啓発
- ・介護の日の開催（介護負担の軽減や情報提供等）

## (5) 生活支援サービスの充実

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増えていく状況の中で、買い物や移動など、日常の活動が困難になる方が年々増加しています。安心して住み慣れた地域で生活が送れるよう、介護保険サービスを一層充実していくとともに、介護保険外のきめ細かなサービス支援や地域の中での見守り等により、高齢者の生活を総合的に支援していく仕組みづくりを推進していきます。

### ① 居宅サービス

高齢者が住宅で安心安全に生活が送れるよう、本人や家族等に生活支援や環境の改善等の事業を行います。

#### <日常生活用具の給付等>

- ・自立支援日常生活用具給付事業（入浴補助・歩行支援用具、シルバーカー等）
- ・紙おむつの給付
- ・家族介護慰労金給付事業
- ・徘徊探索サービス（高齢者位置情報端末機の貸与）

#### <住宅内の安全を支えるサービス>

- ・住宅改修予防給付・住宅設備改修給付事業
- ・緊急通報システム機器の貸与
- ・火災安全システム機器の給付
- ・寝具乾燥車の派遣
- ・火災警報器給付事業
- ・住宅改修アドバイザー事業

## ② 社会福祉協議会で実施している事業

社会福祉協議会では、地域の福祉課題を市民や関係機関・団体と連携・協力しながらサービスの充実を図り、より良い福祉のまちづくりを目指します。

- きよせ権利擁護センター「あいねっと」の運営
- ふれんどサービス（有償助けあいサービス）
- ふれあいコール（安否確認）
- 車椅子貸出
- 交通安全杖の頒布
- 生活福祉資金貸付事業
- 地域福祉活動助成事業
- きよせボランティアセンターの運営
- きよせ介護サポーター事業
- サロンの運営支援（地域リーダーの育成・支援、立ち上げや運営の支援）

## ③ 市内関係団体等により実施されている事業

地域コミュニティでのつながりが希薄化する中で、高齢者が、閉じこもり・引きこもり等にならないよう、市内関係団体等による地域交流や生きがいつくり活動等を支援します。

- 友愛活動（老人クラブによる一人暮らし高齢者宅等への訪問）
- 芸能大会・グラウンドゴルフ等スポーツ大会（清瀬市老人クラブ連合会）
- ミニデイサービス（情報労連等）
- ホームヘルプ事業（悠々の会等）
- 移送サービス（悠々の会等）
- 配食サービス（ぶなの樹会等）
- 会食会（ボランティア団体等）

## (6) 高齢者の住まいと福祉施設の充実

病気や加齢に伴い、住環境への対応が困難となる高齢者へ住まいの充実が必要です。

市の高齢者住宅は、現在3か所、都営シルバーピアは4か所ありますが、それら他に国の動きを踏まえながら、高齢者に配慮したバリアフリーの賃貸住宅であるサービス付き高齢者向け住宅の整備・普及を図ります。また、自宅での生活が困難な高齢者に対しては、低料金で食事や日常生活のサポートを受けられるケアハウス等福祉施設のご案内を、住環境及び経済的な事情のある高齢者に対しては、養護老人ホームの入所措置を行い、住まいの問題の解決を図ります。

また、UR住宅など、市内の大規模な集合住宅では、高齢化の進行が著しくなっていることから、空部屋等を活用したサービス提供や見守り、介護予防などの取り組みを行います。さらに、シルバーピア団らん室や老人いこいの家等で実施している高齢者の集いの場である地域ふらっとサロン等についても充実していきます。

- ・高齢者住宅（3か所：さざんか、こぶし、みずき：計35戸）
- ・都営シルバーピア生活協力員派遣事業
- ・高齢者の入居・居住継続支援事業（福祉施設等の案内）
- ・サービス付き高齢者向け住宅（3か所、145戸）
- ・ケアハウス（救世軍ケアハウスいずみ）
- ・養護老人ホーム（聖家族ホーム）
- ・住宅のバリアフリー化
- ・地域ふらっとサロンの整備・拠点づくりの推進

### ◇地域ふらっとサロン

地域市民センター、老人いこいの家やシルバーピア団らん室などを利用して、高齢者の方々の交流の場、健康づくりの場となることを目的に、市内各所で「地域ふらっとサロン」を開催しています。呼吸法、脳トレ、柔軟体操などを組み合わせた「よろず健康教室」には多くの方々が楽しみながら参加しています。

## (7) 権利擁護の推進（高齢者虐待への対応を含む）

地域包括支援センターを中心に、きよせ権利擁護センターや消費生活センター等との連携を促進し、高齢者の権利擁護の総合的な推進を図ります。

高齢者虐待については早期発見・早期対応に向けて、地域住民や関係機関等との連携体制の構築を図り、虐待防止の対応マニュアル等を活用して迅速な対応に努めるとともに各種啓発活動等の推進を図ります。

また、成年後見制度等の普及啓発や利用の促進を図るとともに、市民成年後見人養成事業に社会福祉協議会と連携して取り組みます。

## (8) 安心・安全のまちづくり

東日本大震災のような地震や、台風や大雪といった災害に備え、市民、関係機関・団体などと連携した、災害時の安否確認や避難支援などの協力体制の構築を図ることが必要です。

また、消費者被害の防止や詐欺、交通安全対策の強化など、さまざまな高齢者に関わる活動等に対する意識を高く持つことも大切です。

### ① 地域の防災対策の充実

関係機関と連携・協力することにより、街路や公園などの都市防災機能の強化、防災行政無線の充実、防災訓練・講習会の実施等の防災対策を推進するとともに、自主防災組織の充実を促進します。

### ② 災害時要援護者対策の充実

平成23年度より災害時等要援護者登録制度を設け、これまでに対象者への勧奨通知や民生・児童委員等による登録勧奨、市報やホームページでの制度の周知等を実施してきました。引き続き各関係機関と連携し、清瀬市災害時等要援護者登録名簿の整備を進めていきます。

また、福祉避難所の整備、災害時要援護者支援マニュアルや個別避難支援プランの作成などの災害時の安否確認や避難支援対策等についても、地域住民、福祉施設関係機関・団体などと連携・協力して要援護者対策の充実を図ります。

- ・ 災害時等要援護者登録制度の促進
- ・ 要援護者支援機関との情報共有
- ・ （仮称）福祉避難所連絡協議会の設置
- ・ 災害時要援護者支援マニュアルの作成と検証
- ・ 個別避難支援プランの策定及び支援体制づくり
- ・ （仮称）災害時要援護者対策連絡会の設置

### ③ 災害時の見守り等支援体制の確立

平常時より地域包括支援センター、民生・児童委員、高齢者ふれあいネットワーク協力員・協力機関及び他の関係機関と連携を強化し、要援護者の見守りを行っています。

平成24年には電気などライフライン事業者等と高齢者等の見守り活動に関する連絡協議会を設置しており、引き続き、地域のさまざまな社会資源や身近な地域住民等による見守り・安否確認などの支援体制づくりを推進します。

### ④ 交通安全対策の強化

高齢者の交通安全対策の強化を図るため、関係機関と連携し普及・啓発を推進します。

- ・交通安全教室の充実
- ・反射材と高齢運転者標識（マーク）の普及・啓発
- ・高齢運転者講習の実施
- ・パンフレットの配布

### ⑤ 防犯対策

老人クラブの会合や民生・児童委員協議会の定例会において、チラシの配布等による啓発活動を進めるとともに、各自治会に向けても情報提供していきます。また、振り込め詐欺をはじめ、ひったくり等の犯罪発生の防止に向けて、警察署や金融機関等の関係機関と連携し、地域での声かけ運動や自主防犯活動の支援を推進します。

### ⑥ 消費者被害の防止

消費者被害の防止に向けて消費生活センターを中心に、老人クラブ、民生・児童委員協議会、その他の高齢者関連の支援団体等と連携し、情報提供、消費者相談・消費者教育の充実・強化を図ります。

- ・消費生活相談の充実（電話勧誘による詐欺的金融商品トラブルの相談等）
- ・消費者被害を防ぐための情報発信  
（市報きよせ15日号、消費生活センター広報誌「ちえのわ」）

## **第5章 介護保険事業と介護保険料**



## 第5章 介護保険事業と介護保険料

### 1 居宅サービス（介護予防サービスと介護サービス）

居宅サービスとは自宅で介護を受ける人を対象としたサービスです。居宅サービスを利用するときは、介護支援専門員が心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類・内容等の計画（ケアプラン）をたて、それを基に提供するサービスです。

#### （1）介護予防サービス

ほぼ自立した日常生活を送り、今後も状態を維持・改善できる可能性が高い方を対象に、「本人のできることはできる限り本人が行う」ことを基本としたサービス提供を図ります。

##### サービスの内容

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 介護予防訪問介護        | 介護予防短期入所生活介護    |
| 介護予防訪問入浴介護      | 介護予防短期入所療養介護    |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 介護予防特定施設入居者生活介護 |
| 介護予防居宅療養管理指導    | 介護予防福祉用具貸与      |
| 介護予防訪問看護        | 介護予防特定福祉用具購入    |
| 介護予防通所介護        | 介護予防住宅改修        |
| 介護予防通所リハビリテーション | 介護予防支援          |

#### （2）介護サービス

利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及び家族の希望を勘案し、総合的な援助の方針、健康上や生活上の問題点と解決すべき課題等を踏まえたサービス提供を図ります。

##### サービスの内容

|             |             |
|-------------|-------------|
| 訪問介護        | 短期入所生活介護    |
| 訪問入浴介護      | 短期入所療養介護    |
| 訪問リハビリテーション | 特定施設入居者生活介護 |
| 居宅療養管理指導    | 福祉用具貸与      |
| 訪問看護        | 特定福祉用具購入    |
| 通所介護        | 住宅改修        |
| 通所リハビリテーション | 居宅介護支援      |

## 2 施設サービスについて

### (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。

### (2) 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。

### (3) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方の施設です。介護体制の整った医療施設（病院）で医療や看護などを受けられます。

### (4) 介護保険施設の整備計画

第6期介護保険事業計画の中では施設サービスの介護保険施設の整備については予定していませんが、今後施設の状況や職員の研修等サービスの質を高める施策について検討・実施します。

| 施設区分                    |     | 平成26年度<br>総数 | 第6期計画期間<br>(平成27年度～29年度) |
|-------------------------|-----|--------------|--------------------------|
| 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム) | 施設数 | 7            | 7                        |
|                         | 定員数 | 534 (356)    | 534                      |
| 介護老人保健施設                | 施設数 | 3            | 3                        |
|                         | 定員数 | 265 (90)     | 265                      |
| 介護療養型医療施設               | 施設数 | 3            | 3                        |
|                         | 定員数 | 177 (43)     | 177                      |

※（ ）内の数値は、平成26年10月1日現在の清瀬市民の入所者数

※介護老人福祉施設の数値には、市内5施設のほかに、市外の2施設のベッド確保分を含む

※市内5か所の介護老人福祉施設待機者数は、平成25年11月1日現在443名（都報告数値）

### 3 地域密着型サービス

地域密着型サービスとは認知症高齢者や中重度の要介護高齢者が在宅で365日24時間安心して住み慣れた地域で生活が送れるよう、身近な市町村の生活圈域内でサービスの利用及び提供が完結するサービスです。

清瀬市が事業者の指定・指導及び監督を行うもので、原則として清瀬市の被保険者のみが利用できるサービスです。

#### (1) 認知症対応型通所介護

認知症の方専用の通所介護です。現在、市内に2か所の施設があります。

#### (2) 認知症対応型共同生活介護

中程度の認知症状態にある要介護者が共同生活（5～9人程度）を行い、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを受けられるものです。前期計画で2か所の整備を行い、現在市内に5か所の施設があります。

#### (3) 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。第5期計画で1か所の整備を行い、新しいサービスがスタートしました。

#### (4) 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の容態や希望等に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供し、在宅での生活の継続性を支援するものです。今期計画期間中、新たに1か所の整備を見込みます。

#### (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。在宅生活を支え有効なサービスとして、今期計画期間中、新たに1か所の整備を見込みます。

#### (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の定員29人以下の小規模施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。今期計画期間中、新たに1か所の整備を見込みます。

### (7) 地域密着型サービス別の整備計画

第6期介護保険事業計画の中では、地域密着型サービスのうち「小規模多機能型居宅介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」について整備を見込んでいます。また、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」については、新たな施設整備は行わないものの、今後施設の状況や職員の研修等サービスの質を高める施策を検討・実施します。

| 施設区分                      |                | 平成26年度<br>総数 | 第6期計画期間<br>(平成27年度～29年度) |
|---------------------------|----------------|--------------|--------------------------|
| 認知症対応型通所介護                | 施設数            | 2            | 2                        |
| 認知症対応型共同生活介護<br>(グループホーム) | 施設数<br>(ユニット数) | 5<br>(9)     | 5<br>(9)                 |
|                           | 定員数            | 81           | 81                       |
| 複合型サービス                   | 施設数            | 1            | 1                        |
| 小規模多機能型居宅介護               | 施設数            | 0            | 1                        |
| 定期巡回・随時対応型<br>訪問介護看護      | 施設数            | 0            | 1                        |
| 地域密着型介護老人福祉施設<br>入所者生活介護  | 施設数            | 0            | 1                        |
|                           | 定員数            | 0            | 29                       |

## 4 地域支援事業

地域支援事業は、介護予防事業と、包括的支援事業、及び任意事業で構成され、被保険者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り自立した生活ができるよう支援することを目的としています。

### (1) 介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

高齢者が要介護状態等になることの予防又は要介護状態の軽減・悪化の防止及び一人ひとりが活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができることを目的とした事業です。

介護予防に関する普及啓発と介護予防につながる各種事業を行います。

#### ○すべての高齢者を対象にした介護予防（一次予防）

介護が必要になる前から介護予防について知っていただくために、予防に関する知識の普及啓発と介護予防につながる各種事業を行います。

#### ①介護予防普及啓発事業

- ・介護予防等のパンフレット作成
- ・介護予防に関する講座の開催

#### ②介護予防事業

- ・運動機能向上・口腔機能向上・栄養改善事業
- ・うつ・閉じこもり・認知症予防事業
- ・健康づくりに関する講演会など
- ・サロン活動など

## ◇新しい介護予防・日常生活支援総合事業

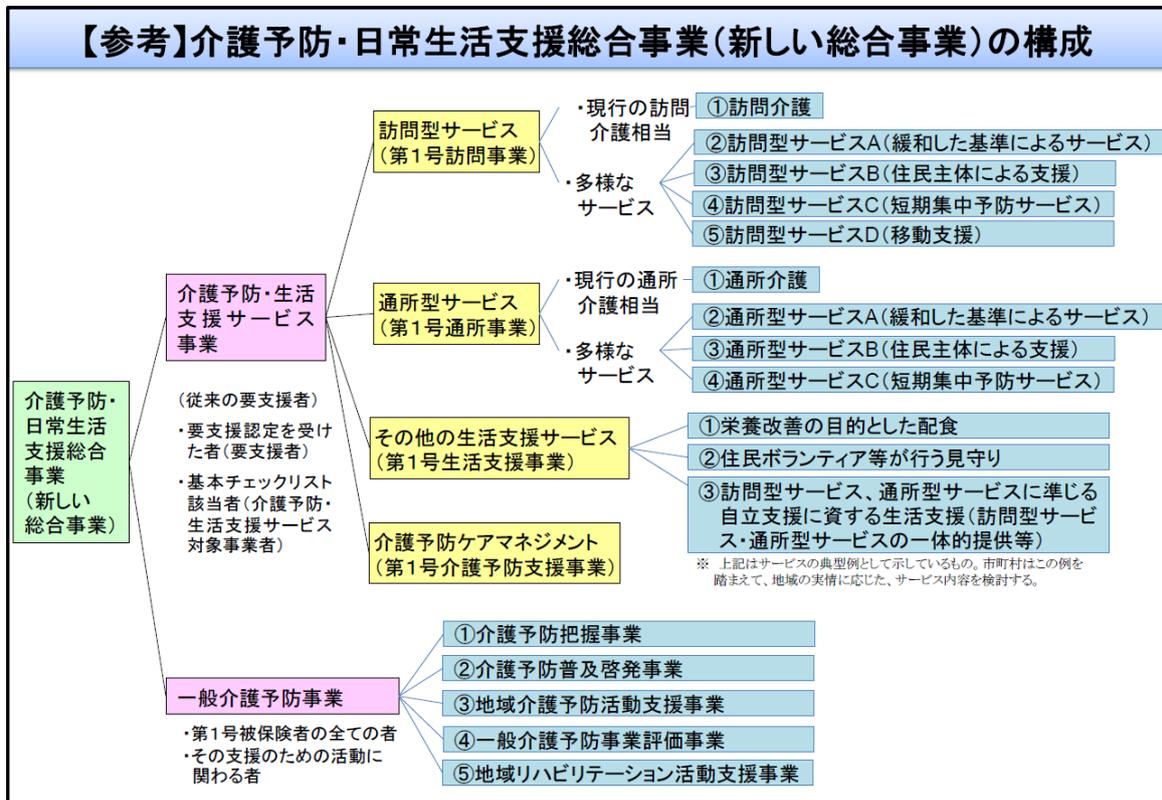
介護予防・日常生活支援総合事業は新しく創設された地域支援事業で、市町村（保険者）が中心となり、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参加し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する、効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。移行時期は平成29年度を予定しています。

### ○介護予防通所介護と介護予防訪問介護の制度移行

予防給付のうち「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」は地域の実情に応じた取り組みができる「地域支援事業」に移行します。従来の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO法人、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して、サービスの提供を行います。「支援する側」「支援される側」という画一的な関係だけではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持し、支え手側に回ることによって自立意欲の向上につながるよう支援します。

### ○生活支援・介護予防サービスの充実

「生活支援コーディネーター」や「協議体」の設置等を通じ、高齢者を含む地域住民主体の支援活動の推進に取り組みます。高齢者が生活支援の担い手として社会参加し、社会的役割を持つことは生きがいや介護予防につながります。地域住民の参加と協力による多様な生活支援サービスを推進するために、介護保険制度や認知症の理解など担い手となる地域住民の知識・スキルの向上に取り組みます。



(資料：厚生労働省)

## (2) 包括的支援事業

包括的支援事業とは、地域包括支援センターが行う、以下の4つの業務のことです。

- ・介護予防ケアマネジメント業務
- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的支援事業を効果的に実施するために、地域の医療・保健・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの関係者、一般住民等によって構成される「地域包括支援ネットワーク」を構築する必要があり、その構築の1つの手法として「地域ケア会議」を開催しています。

### ◇新たな事業の位置づけ

地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを制度的、財政的に支援するために4つの新しい事業が包括的支援事業に位置づけられました。

#### ○在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としています。在宅医療・介護の情報共有のほか、在宅医療・介護関係者による多職種連携の推進を図ります。

#### ○認知症施策の推進

認知症の早期診断・早期対応に向けて「認知症初期集中支援チーム」を検討し、医療と介護の連携を強化し、認知症施策の推進役を担う「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

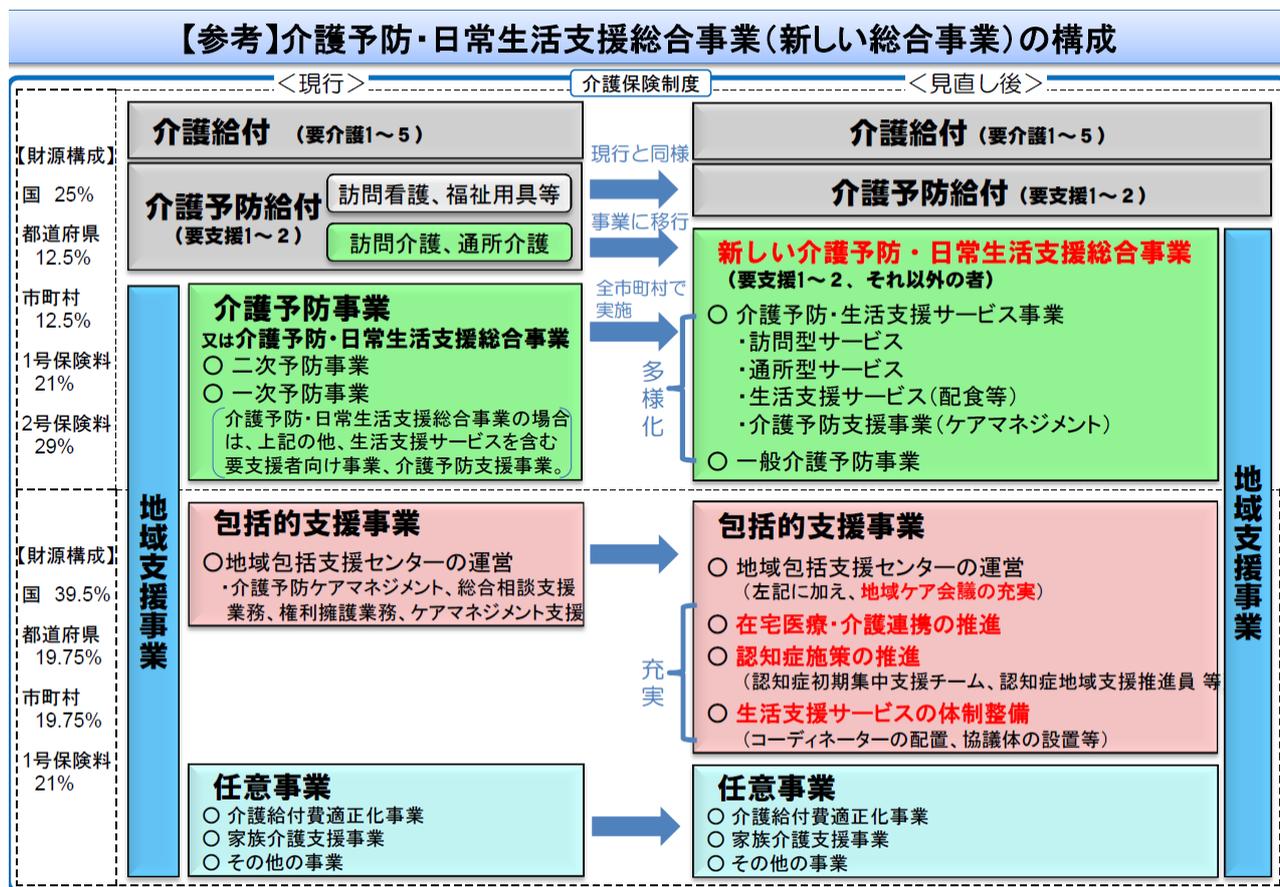
#### ○生活支援サービスの体制整備

高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには日常生活を支えていく生活支援サービスの充実を図ることが必要です。このような、生活支援サービスや社会参加へのニーズは地域の実情に応じさまざまなものが想定されます。そのため、生活支援コーディネーターを設置し、できるだけ多様な主体の参画を得ながら連携体制構築に取り組めます。

## ○地域ケア会議の推進

地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、ケアマネジャーの支援を通じて、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりを目指します。

## ◇制度移行のイメージ図



(資料：厚生労働省)

※現行の介護予防事業では、一次予防事業と二次予防事業に分類されていますが、移行後の一般介護予防事業ではこれを区別せず、地域の実情に応じた取り組みがなされます。

### (3) 任意事業の実施

#### ① 介護給付費適正化事業

サービス利用者にサービスの給付状況を確認するため、介護給付通知を利用者に送付するほか、高齢者世帯へ制度解説のパンフレット等を配布し、適正な介護サービス利用を促進します。

#### ② 家族介護支援事業

高齢者が安定した日常を送るには、高齢者を支える家族の負担を軽減することが必要です。アンケート調査等においても、家族介護者が高齢化するとともに、大きな負担を抱えていることがうかがえることから、高齢者を介護している家族に対して相談窓口の充実を図ります。また、「介護の日」等の事業を通して、介護に対する理解を深め地域での連携、支え合いを推進します。

#### ③ その他の事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすため、成年後見制度の利用支援や、福祉用具・住宅改修の支援を行います。

- ・成年後見制度利用支援事業
- ・福祉用具支援事業
- ・住宅改修支援事業

## 5 介護保険サービス基盤の充実のために

### (1) 介護サービス事業者に対する支援及び連携

介護保険事業者連絡会等で、介護保険制度や新しい施策について情報提供や人材育成のための各種研修会を実施するなどし、介護サービス事業者の運営を支援します。

また、市内介護サービス事業所間の交流、医療・介護の連携を強めるための取り組みについても推進していきます。

#### ① ケアマネジャーとの連携

ケアマネット清瀬（指定居宅介護事業所ケアマネジャーの任意団体）が行う相互の交流及び資質向上を図るため、講演会・研修会の開催等を支援します。

#### ② ホームヘルパーとの連携

ケアパレット清瀬（指定訪問介護事業者の任意団体）が訪問介護サービスの質の向上と連携の強化を目的に行う、講演会・事例検討・情報交換・研修会の開催等を支援します。

#### ③ 医療・介護の連携

医療・介護の連携推進に向けて、医療機関と介護保険サービス事業所との協働体制を強化するための取り組みを推進します。

### (2) 介護給付の適正化への取り組み

平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間とする東京都第3期介護給付適正化計画において、重点目標として掲げている「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」等について着実に実施し介護給付の適正化を図ります。

### (3) 事業所に対する指導等

介護サービスに係る事業所指導については、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭におき、適正な保険給付の確保、健全な事業所の育成、そして介護保険サービスの質の向上を目指して実施します。

### (4) 保険者機能の役割

東京都の指導監督部署と連携し、指導監督を適切に行うとともに計画的に実行体制の整備を進めます。地域に密着した各種事業所についても、不正請求防止を含む介護給付費適正化の観点から指導・支援を行います。

また、介護基盤の整備については、清瀬市の社会資源の状況や市民ニーズを勘案しながら適切な誘導整備を図ります。

#### (5) 施設入所状況等について（待機者の状況）

介護保険施設の平成26年10月1日現在の入居状況は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が市内5施設、市外2施設で定員534人のうち清瀬市民の入所者は356人です。

介護老人保健施設は市内3施設で定員265人のうち清瀬市民の入居者は90人です。

また、介護療養型医療施設が市内3施設で定員177人のうち清瀬市民の入所者は43人です。なお、平成25年11月1日現在、市内の特別養護老人ホームへの入居待機者数は443人となっています。

特別養護老人ホームは、広域的施設として市外住民であっても自由に申し込みができる施設であり、施設入所の必要性の高い度合いや介護度の重い方を優先に、各施設の入所判定基準により入所者が決定されます。

本市においてはこれからも入所待機者が増えている中、施設事業者に対して、清瀬市民の入所者の維持拡大を働きかけていきます。

## 6 介護サービス給付費の見込みと介護保険料の設定

### (1) 第1号被保険者の介護保険料の設定

- ① 介護保険事業費の推計
- ② 介護保険事業費の負担
- ③ 第1号被保険者の介護保険料の算出

### (2) 第6期介護保険料

- ① 保険料段階等の見直し
- ② 介護保険料基準額の設定

※2025年（平成37年）の保険料の推計が載ります。

### (3) 低所得者・高額負担への配慮

- ① 保険料の減免
- ② サービス利用料の負担軽減
  - ・ 特定入所者介護サービス費
  - ・ 高額介護サービス費
  - ・ 高額医療・高額介護合算制度
  - ・ 生計困難者に対する利用者負担額軽減制度

※ 介護保険料の見込みについては、上記の内容を記載する予定ですが、介護報酬等が確定していない等ことから現在検討を行っています。今後確定し次第、お示しする予定です。

## **第6章 計画の推進**



## **第6章 計画の推進**

### **(1) 連携・協力による計画の推進**

本計画の推進にあたっては、市民、行政、医療・保健・福祉関係機関、サービス事業所、関係団体等、地域のすべての人々が互いに連携・協力して取り組むことが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、清瀬市が全庁的に取り組むとともに、地域福祉推進の中核である社会福祉協議会やボランティア団体・NPO法人並びに保健福祉に係るさまざまな分野との連携・協力を図りながら計画の着実な推進を図ります。

### **(2) 人材の育成・確保**

高齢者と、高齢者を支える家族等が地域で安心して暮らすためには、地域住民のさまざまな支援や見守りが必要です。本市では公的な医療・保健・福祉サービスとともに、民生・児童委員、ボランティア等の身近な活動が高齢者の安心を支えています。今後も、高齢者を支える活動を支援するとともに、高齢者を支える人材が活躍できるよう、関係機関との連絡・調整に努めます。

また、事業所等が介護保険サービスをはじめとする高齢者福祉サービスを円滑に提供できるよう、人材育成と人材確保に向けた支援を行います。

### **(3) 計画の周知**

本計画の実施にあたっては、高齢者保健福祉に関わるすべての市民への周知を図り、意識啓発を行い、連携を図りながら推進していくことが重要となります。

広報紙やホームページをはじめ、あらゆる媒体・機会を活用して市民へ周知するための広報活動を積極的に展開します。

### **(4) 計画の進行管理・評価**

本計画の実施については、関係機関や市民代表等から構成される「清瀬市地域福祉推進協議会」をはじめとする複数の協議体における審議を通じて計画の進捗、諸目標の達成状況の点検・評価を行います。

なお、本計画は、保健福祉分野にとどまらず、教育、住宅、就労、環境、まちづくりなど市民の生活関連分野と深く関わります。従って、市民との協力協働をより円滑で実りあるものとするため、庁内関係部署及び関係機関、団体等との一層の連携に努めます。

